

# 【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気



シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用

Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等ではできるだけ削減



対面で打合せ等を行わずを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水  
対応の加湿器を使用し空気を殺菌

# 【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保

施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用

昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

# 【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



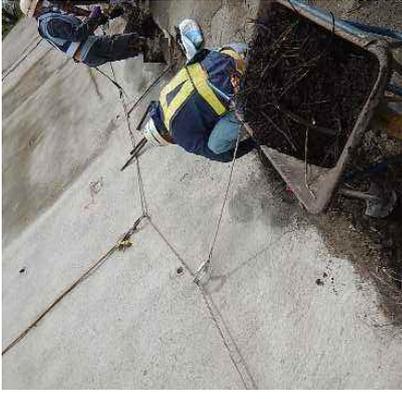
現場移動では同乗を避けて  
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場の増設



現場パトロール状況



作業場所での手洗い励行

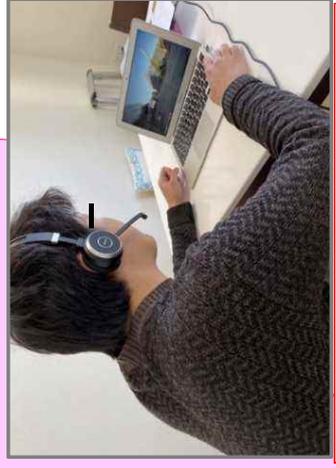


作業時のマスク着用



携帯Webカメラ着用状況

携帯webカメラで撮影した  
現場状況がテレワーク  
実施者のPCへ表示



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅PC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

—建設業法違反通報窓口—

# 駆け込みホットライン

※メールアドレスが変更となりました。



な〜んか違反、  
あったら通報!

全国  
共通

**TEL .  0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。  
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

**FAX.  0570-018-241**

**(新) E-mail.  [hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp)**

**国土交通省**  
建設業法令遵守推進本部

# 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

建設廃棄物の処理費用を一方的に差し引かれた。

120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。

口頭契約となっている。

追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。

責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。

一括下請負が行われている。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望まれます。

## 1. 通報される方の情報

(匿名による通報も可能です)

氏名			
住所			
電話番号		E-mail	

## 2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名	
代表者名	
所在地	
建設業許可番号	
電話番号	
その他	

## 3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

R2.1月版

事務連絡  
令和2年4月16日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の  
対象地域の拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された。緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）に取扱いを定めたところであるが、拡大された地域の工事及び業務の対応については、同通知のⅠ. 1.、Ⅰ. 3. 及びⅡ. に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

別紙

- 国地契第1号
- 国官技第6号
- 国営管第12号
- 国営計第1号
- 国港総第16号
- 国港技第3号
- 国空予管第15号
- 国空空技第5号
- 国空交企第3号
- 国北予第1号
- 令和2年4月7日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房地方課長  
 大臣官房技術調査課長  
 大臣官房官庁営繕部管理課長  
 大臣官房官庁営繕部計画課長  
 港湾局総務課長  
 港湾局技術企画課長  
 航空局予算・管財室長  
 航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
 航空局交通管制部交通管制企画課長  
 北海道局予算課長  
 ( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた

## 工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

## 記

### I. 既契約の工事及び業務

#### 1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

## 2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

## 3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

## II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

### 1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知Ⅰ.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知Ⅰ. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知Ⅰ. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

### 2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。

- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

国土入企第 6 号  
令和 2 年 4 月 8 日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付け国土入企第 52 号）等により、随時適切な対応をお願いしてきたところでありますが、令和 2 年 4 月 7 日、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされましたので、貴団体におかれましては、当該宣言を踏まえ、今後の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）について、下記により適切な対応を行っていただきますよう、宜しくお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた、国土交通省直轄事業における工事等の対応について、別添のとおり定めましたので、ご参考にお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

記

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事等については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

また、対象地域外における工事等についても、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱われるべきものと解されますので、宜しくお取り計らいください。

また、以上の措置を講じるに当たっては、令和2年4月7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されていることにご留意の上、適切な対応をお願いいたします。

## 2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しく申し上げます。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、

人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

貴団体が発注する工事においても、これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切な対応を宜しくお願いいたします。

以上

国 地 契 第 1 号  
国 官 技 第 6 号  
国 営 管 第 12 号  
国 営 計 第 1 号  
国 港 総 第 16 号  
国 港 技 第 3 号  
国 空 予 管 第 15 号  
国 空 空 技 第 5 号  
国 空 交 企 第 3 号  
国 北 予 第 1 号  
令和 2 年 4 月 7 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長 殿
	管 理 調 整 部 長 殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長 殿

#### 国土交通省

大 臣 官 房 地 方 課 長  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長  
港 湾 局 総 務 課 長  
港 湾 局 技 術 企 画 課 長  
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長  
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長  
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長  
北 海 道 局 予 算 課 長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された、新型コロナウイルス感染

症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられている。これらを踏まえ、今後の工事及び業務について、下記の通り取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置された。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（令和2年3月11日付け国地契第59号、国官技第387号、国営管第422号、国営計第134号、国港総第638号、国港技第88号、国空予管第855号、国空空技第553号、国空交企第399号、国北予第48号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応について」（令和2年3月19日付け国地契第67号、国官技第398号、国営管第446号、国営計第138号、国港総第680号、国港技第97号、国空予管第886号、国空空技第570号、国空交企第413号、国北予第50号）（以下「旧通知」という。）は廃止する。

## 記

### I. 既契約の工事及び業務

#### 1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）

緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加される区域を含む。）における工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行う。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

#### 2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域外）

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の

感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

### 3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底（共通）

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

## II. 入札等手続中及び今後公告する工事及び業務

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、当分の間、以下の通りとする。

### 1. 入札等の手続について（共通）

工事等の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、入札等手続中及び今後公告する工事等については、旧通知や本通知 I.、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行うこととする。

- ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
- ・ 旧通知や本通知 I. に基づいて一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等について、評価の対象とする。
- ・ 旧通知や本通知 I. に基づいて測量・調査・設計等の業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が令和元年度から令和2年度に変更となった業務については、令和2年度の入札公告における手持ち業務とみなさない。

### 2. ヒアリングの実施について（共通）

今後公告する案件については、原則ヒアリングを実施しないこととする。また、既に公告済みの案件でヒアリングの実施を予定しているものについては、その必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリングの実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応を行うこととする。

- ・ 本人確認を確実に実施し、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWEBによるテレビ会議システムを活用する。
- ・ やむを得ず対面でのヒアリングの実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染拡大防止の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

令和2年4月17日

労使団体の長あて

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の  
感染予防、健康管理の強化について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)が行われ、昨日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添1。新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。)について全都道府県を緊急事態措置の対象とする等の改正が行われ、「三(3)まん延防止」の において、緊急事態宣言の対象地域に属する特定都道府県について、在宅勤務(テレワーク)の強力な推進、職場での感染防止の取組、「三つの密」を避ける行動の徹底等を促すこととされております。

また、基本的対処方針の別添においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として、医療体制の維持、支援が必要な方々の保護の継続、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持等に不可欠な業務を行う事業者については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求めることとされております。

こうした状況にかんがみ、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々をはじめとして、すべての職場で働く方々の感染を防止するために、職場における感染予防、健康管理の強化に向けて、職場において事業者、労働者が一体となって、それぞれの事業の特性も踏まえつつ、下記の対策に適切に取り組んでいただくこと、また、その際には、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患など)を有する方々に十分な配慮をしていただくことについて、傘下団体・企業又は構成組織に対し、改めて周知等いただき、職場における感染予防の取組促進に御協力いただきますようお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長

## 記

### 1 労務管理の基本的姿勢

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者におかれては、まずは在宅勤務（テレワーク）を最大限活用して、必要最小限の出勤としていただきたいこと。

また、職場への出勤が必要な労働者についても、感染拡大を防止しつつ業務を継続していただくため、ローテーションを組み交代勤務を実施することや時差通勤を導入すること等によって、人と人との接触機会を極力低減すること、出張による移動を減らすためテレビ会議等を活用すること、換気を徹底することや社内でもお互いの距離を十分にとること等を通じて、「三つの密」（密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避ける取組を徹底していただきたいこと。

また、それ以外の事業の事業者におかれては、上記の取組に留意の上、当該地域の感染状況等を踏まえつつ、在宅勤務（テレワーク）の励行をはじめ出勤の機会を極力減らすなど感染防止対策のための行動の徹底を図っていただきたいこと。

労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となり、これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の（１）から（３）にご留意いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきたいこと。

#### （１）テレワーク支援措置の活用

テレワークについては、テレワークを新規で導入する中小企業等によるテレワーク用通信機器の導入等に要した経費の助成やテレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの作成等を行っており、こうした施策も活用いただきながら、取組を進めていただきたいこと。

#### （２）雇用調整助成金を活用した休業の実施

感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っただけで労働者の不利益の回避に努めていただきたいこと。なお、緊急事態宣言や要請などがなされた場合でも、一律に労働基準法第26条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意いただきたいこと。

また、同法に基づく休業手当の支払の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、正規雇用・非正規雇用にかかわらず、労働者を休業させ、事業主がその分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の対象にな

り得ることも踏まえ、労使が協力して、労働者を安心して休ませることができる体制を整えていただきたいこと。

雇用調整助成金については、緊急対応期間において解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規労働者も対象とする等の拡充を行っており、その活用を通じて休業を検討いただきたいこと。

### (3) 職場における感染防止の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であること。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

具体的には、労働衛生管理体制の再確認、換気の徹底等の作業環境管理、職場の実態に応じた作業管理、手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと。

## 2 職場における感染予防対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するために、以下の内容及び別添2の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただきたいこと。

特に、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業の中で、対人サービスが中心であるなどの理由で在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業種・職種については、以下の(3)に示す業種・職種ごとの留意事項を参考に感染拡大防止対策に取り組んでいただきたいこと。

感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただきたいこと。その際、産業医等の助言を得つつ、妊娠中の女性労働者や、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方々に対して、十分な労務管理上の配慮をしていただきたいこと

## (1) 職場内での感染防止行動の徹底

### (換気の徹底等)

- ・ 必要換気量(一人あたり毎時 30m<sup>3</sup>)を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、換気設備を適切に運転・管理し、建築物衛生法関係法令の空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認すること。
- ・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上、窓を全開して換気を行うこと。複数の窓がある場合、二方向の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

### (接触感染の防止)

- ・ 物品・機器等(例:電話、パソコン、フリーアドレスのデスク等)については複数人での共用をできる限り回避すること。
- ・ 事業所内で労働者が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施すること。

手で触れる共有部分の消毒には、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすることが有効であること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用いただきたいこと(使用方法の詳細はメーカーのホームページ等で確認いただきたいこと)。

- ・ せっけんによるこまめな手洗いを徹底すること。また、洗面台、トイレ等に手洗いの実施について掲示を行うこと。

厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルス感染症について」に掲載されている手洗いの啓発用リーフレット「接触感染に注意!」を活用いただきたいこと。

- ・ 入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。
- ・ 外来者、顧客・取引先等に対し、感染防止措置への協力を要請すること。

### (飛沫感染の防止)

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。
- ・ 事務所や作業場においては、人と人との間に十分な距離を保持(1メートル以上)すること。また、会話や発声時には、特に間隔を空ける(2メートル以上)こと。

- ・ テレビ会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。
- ・ 外来者、顧客・取引先等との対面での接触や、これが避けられない場合は、距離（2メートル以上）を取ること。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクを着用すること。
- ・ 社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせて利用者の集中を避ける等の措置を講じること。
- ・ その他密閉、密集、密接とならないよう、施設の利用方法について検討すること。

（一般的な健康確保措置の徹底等）

- ・ 疲労の蓄積（易感染性）につながるおそれがある長時間の時間外労働等を避けること。
- ・ 一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・ 職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配慮すること（例：出勤前や入社時等に体温測定を行うなど、風邪の症状を含め体調を確認する等）。

## （2）通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底

（接触感染の防止）

- ・ 出社・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

（飛沫感染の防止）

- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 多くの人々が公共交通機関に集中することを避ける、職場内の労働者の密度を下げる等の観点から、時差通勤のほか、可能な場合には公共交通機関を利用しない方法（自転車通勤、徒歩通勤等）の積極的な活用を図ること。あわせて、適切な労働時間管理、超過勤務の抑制にも留意すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動においては、電車等の車内換気に協力すること。
- ・ 通勤時、外勤時の移動で、電車、バス、タクシー等を利用する場合には、不必要な会話等を抑制すること。

## （3）在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業種・職種についての留意事項

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業の中で、対人サービスが中心であるなどの理由で在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業種・職種のうち、以下については、上記（1）に加え、次の事項にも留意していただきたいこと。

ア 医療関係者等の感染防止

(ア) 医療機関における感染防止

- ・ 医療機関における労働者の感染防止については、都道府県等衛生主管部局宛て厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（令和2年2月21日付け「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）」、令和2年2月25日付け「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」及び令和2年3月11日付け「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」）に示されているとおり、呼吸器症状のある患者の診療時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守するなどの標準予防策の遵守の徹底を改めて図っていただきたいこと

(イ) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養施設における感染防止

- ・ 宿泊療養施設の運営に携わる労働者の感染防止については、施設の組織運営の観点から配慮すべき点、施設運営に携わる労働者に対する感染防止対策について指導を行う際に配慮すべき点等について、「新型コロナウイルスに関するQ & A（軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等の運営者の方向け）」（厚生労働省ホームページに掲載）に示されており、これを活用いただきたいこと。
- ・ 宿泊療養施設の運営の一部を請負契約によって外部委託する場合には、施設の全体統括責任者は、請負業者との連絡調整を行う責任者の選任、請負業者との協議を行う会議の設置・運営、請負業者の具体的な作業内容や留意点を記載した作業指示書の作成、請負業者が自社の労働者に実施する感染防止対策に関する教育への指導・援助などを行っていただくことが望まれること。

イ 旅客・貨物運送事業の運転者等の感染防止

- ・ 旅客・貨物運送事業の運転者等の感染防止については、国土交通省より、従業員の感染症対策や健康管理及び休みやすい環境の整備等が要請されているところ、これらの徹底を図っていただきたいこと。また、運転者はもとより公共交通機関の利用者に対しても、咳エチケットやテレワーク・時差通勤等といった対策について周知徹底していただきたいこと。

ウ 介護・福祉労働者の感染防止

- ・ 介護・福祉等の利用者に接する労働者の感染防止については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け都道府県等民生主管部局宛て厚生労働省健康局結核感染症課、子ども家庭局家庭福祉課、子ども家庭局母子保健課、社会・援護局保護課、社会援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、社会・援護局障害保健福祉部障

害福祉課、老健局総務課認知症施策推進室、老健局高齢者支援課、老健局振興課及び老健局老人保健課連名事務連絡)に示されているとおり、利用者の健康の状態や変化の有無に留意する、緊急やむを得ない場合を除き面会を制限するなどの対策について改めて徹底いただきたいこと。

#### エ 保育所等の労働者の感染防止

- ・ 保育所等の労働者の感染防止については、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年度改訂版)」や「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年2月25日付け都道府県等保育担当部局及び地域子ども・子育て支援事業担当部局宛て厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課及び子育て支援課連名事務連絡)に示されているとおり、職員の出勤前の検温、委託業者等との物品の受け渡し等は施設の限られた場所で行うなどの対策の徹底を改めて図っていただきたいこと。

#### オ 宿泊施設の労働者の感染防止

- ・ 宿泊施設の労働者の感染防止については、「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年2月5日付け健感発 0205 第1号、薬生衛発 0205 第1号都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局長宛て厚生労働省健康局結核感染症課長、医薬・生活衛生局生活衛生課長連名通知)や「新型コロナウイルスの感染症対策について」(令和2年2月13日付け(一社)日本ホテル協会、(一社)全日本シティホテル連盟、(一社)日本旅館協会、全国旅館ホテル生活衛生同業組合宛て観光庁観光産業課長事務連絡)等に示されているとおり、マスクの着用や手洗い、消毒などの感染症対策を改めて徹底いただきたいこと。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業以外でも、学校運営上、教職員等の出勤が必要な場合には、学校の教職員等の感染防止について以下に留意いただきたいこと。

- ・ 学校の教職員等の感染防止については、文部科学省より、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大に向けた職場における対応について(通知)」(令和2年4月6日付け都道府県等教育委員会教育長宛て文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長、財務課長及び健康教育・食育課長通知2初初企第1号)等に示されているとおり、換気の徹底、接触感染の防止、飛沫感染の防止などの感染防止行動を改めて徹底いただきたいこと。

### 3 風邪症状を呈する労働者への対応について

新型コロナウイルスに感染した場合、数日から 14 日程度の潜伏期間を経て発症するため、発症初期の症状は、発熱、咳など普通の風邪と見分けが付かない。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えた労務管理とすること。具体的には、次のような対応が考えられること。特に、高齢者、基礎疾患がある者、免疫抑制状態にある者、妊娠している者について配慮すること。

- ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。
- ・ 労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合い、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
- ・ 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(具体的な目安は以下を参照)」を労働者に周知・徹底し、これに該当する場合には、帰国者・接触者相談センターに電話で相談し、同センターから帰国者・接触者外来の受診を指示された場合には、その指示に従うよう促すこと。

#### 「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」

次の条件のいずれかに該当する場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせいただきたいこと。

一般の方（及び 以外の方）：

- ・ 労働者に風邪の症状や 37.5 以上の発熱が 4 日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合  
高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方：

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 2 日程度続く場合
  - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- 妊娠中の方：
- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 2 日以上続く場合
  - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

### 4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

#### (1) 衛生上の職場の対応ルールについて

事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者

等」という。)が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。なお、企業における具体的な取組事例を取りまとめた別添3の「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の衛生上の対応ルール(例)」を適宜参考にしていきたいこと。

併せて、新型コロナウイルス感染症の陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意すること。

- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関する事(報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲等)
- ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関する事(保健所と連携する部署・担当者、保健所と連携して対応する際の陽性者と接触した労働者の対応等)
- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関する事
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
- ・ その他必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関する事等

## (2) 労災保険制度について

労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となることから、労災保険制度について周知していただいた上、適切に請求を勧奨していただきたいこと。

## 5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。その際、心の健康相談などのメンタルヘルスに関する相談やDVや児童虐待に関する相談などの窓口についても、必要に応じ、労働者に周知いただきたいこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する個別の労働紛争があった場合は、都道府県労働局の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年4月16日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても5ページ以降で述べる理由により、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなると認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出

の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

#### 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、

4月14日までに、合計46都道府県において合計7,964人の感染者、119人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が61%（令和2年4月15日現在、4月13日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接待を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日―3月18日）から29%（3月19日―3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と

大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が500人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告された累積感染者数が令和2年4月6日時点で、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となり、感染者数のさらなる急増の危険性があった。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超え、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えた。福岡県については、累積報告数が100人以上となり、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にあった。その後、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府では、4月14日までの累積報告数が100人以上となっており、かつ、茨城県、石川県及び岐阜県については直近1週間の倍化時間は10日未満、北海道、愛知県及び京都府については過去にあった流行の影響を除いた直近1週間の倍化時間が10日未満となっている。また、これらの道府県では感染経路の不明な症例の割合も、直近1週間ではほぼ半数となっている。このように、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある（この13都道府県を総称して、以下「特定警戒都道府県」という。）。

これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られる。そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高い。緊急事態宣言が出された以後、多くの国民に行動変容の御協力をいただいでい

るが、人流データ等を見ると、緊急事態措置を全国に拡大することにより、さらなる国民の行動変容の御協力をお願いする必要がある。具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩んだことにより感染が拡大したと考えられる。国、地方公共団体、関係機関等を含めた国民が一丸となって、大型連休期間も含めまん延防止に取り組むべきこの時期において、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われることが必要であることから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとする。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ラ

イブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接待を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡

者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

### (1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。

③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

### (3) まん延防止

- ① 令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、特定都道府県において、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。
- ② 特定都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。特定都道府県が、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 地方公共団体は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、①の法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行うにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示すものとする。その際、外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。
- ⑩ 特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。政府は、必要に応じ、当該不要不急の移動の自粛に関し、法第20条の規定による総合調整を行う。
- ⑪ 特定都道府県は、外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。
- ⑫ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。ま

た、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。

- ⑬ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑭ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑮ 大都市圏の特定都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の特定都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑯ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。
- ⑰ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑱ 厚生労働省及び特定都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域

への派遣を行う。

- ⑲ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく特定都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑳ 文部科学省は、4月1日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ㉑ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ㉒ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ㉓ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・

健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。  
なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

- ②④ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ②⑤ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。
- ②⑥ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県にあつては、感染者が少ない都道府県があるものの、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とするものであることにかんがみ、上記③⑫⑬の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事がその実施について、判断を行うものとする。

#### (4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
  - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
  - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
  - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対す

る医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
- ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
- ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
- ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。

- ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
  - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
  - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
  - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
  - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
  - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。

- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑤ 特定都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。
- ⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
  - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
  - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
  - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医

療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。

- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

## (5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

## (6) その他重要な留意事項

### 1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風

評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

## 2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

## 3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を

行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

#### 4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を

予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

#### 5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、特に期間終期（5月6日）までの間に適切に評価を行う。その上で、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

#### 6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。**職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告**し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。  
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。  
都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染防止のための基本的な対策	
	(1) 咳エチケットの徹底について	
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(2) 手洗い等の徹底について	
	・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(3) 日常的な健康状態の確認	
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(4) その他の対策について	
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
2	クラスターの発生防止のための対策	
	(1) 基本的な対策	
	・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たす社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(4) 近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安( )」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の把握	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ

ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版

## 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること
  - （1）PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、PCRの結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
  - （2）報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
  - （3）健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱いに準じて健康情報の取扱いを行う関係者を定めることとする。
  
- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること  
労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。
  
- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること  
職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
  - （1）消毒を行う箇所  
陽性者等の執務室  
パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでなくても差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

## 【労使団体・事業主団体リスト】

アクリル酸エステル工業会	一般社団法人色材協会
ECP 協会	一般社団法人自転車協会
板硝子協会	一般社団法人住宅生産団体連合会
一般財団法人 F A 財団	一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
一般財団法人エンジニアリング協会	一般社団法人潤滑油協会
一般財団法人化学物質評価研究機構	一般社団法人新金属協会
一般財団法人建設業振興基金	一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
一般財団法人首都高速道路協会	一般社団法人全国 L P ガス協会
一般財団法人製造科学技術センター	一般社団法人全国クレーン建設業協会
一般財団法人石炭エネルギーセンター	一般社団法人全国建設業協会
一般財団法人先端加工機械技術振興協会	一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
一般財団法人大日本蚕糸会	一般社団法人全国石油協会
一般財団法人日本カメラ財団	一般社団法人全国中小建設業協会
一般財団法人日本軸受検査協会	一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
一般財団法人日本船舶技術研究協会	一般社団法人全国中小貿易業連盟
一般財団法人日本陶業連盟	一般社団法人全国鐵構工業協会
一般財団法人日本皮革研究所	一般社団法人全国登録教習機関協会
一般財団法人日本溶接技術センター	一般社団法人全国防水工事業協会
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター	一般社団法人全国木質セメント板工業会
一般財団法人マイクロマシンセンター	一般社団法人全日本建築士会
一般社団法人日本在外企業協会	一般社団法人全日本航空事業連合会
一般社団法人アルコール協会	一般社団法人全日本マリンスプライヤーズ協会
一般社団法人海洋水産システム協会	一般社団法人送電線建設技術研究会
一般社団法人仮設工業会	一般社団法人ソーラーシステム振興協会
一般社団法人家庭電気文化会	一般社団法人大日本水産会
一般社団法人カメラ映像機器工業会	一般社団法人電気協同研究会
一般社団法人火力原子力発電技術協会	一般社団法人電気設備学会
一般社団法人強化プラスチック協会	一般社団法人電気通信協会
一般社団法人軽仮設リース業協会	一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人軽金属製品協会	一般社団法人電池工業会
一般社団法人建設産業専門団体連合会	一般社団法人電力土木技術協会
一般社団法人合板仮設材安全技術協会	一般社団法人日本電設工業協会
一般社団法人コンクリートポール・パイル協会	一般社団法人日本アスファルト合材協会

一般社団法人日本アスファルト乳剤協会	一般社団法人日本毛皮協会
一般社団法人日本アミューズメントマシン協会	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
一般社団法人日本アルミニウム協会	一般社団法人日本建設機械工業会
一般社団法人日本アルミニウム合金協会	一般社団法人日本建設機械施工協会
一般社団法人日本医療機器工業会	一般社団法人日本建設機械レンタル協会
一般社団法人日本印刷産業機械工業会	一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人日本印刷産業連合会	一般社団法人日本建築材料協会
一般社団法人日本エアゾール協会	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会	一般社団法人日本建築板金協会
一般社団法人日本エレベータ協会	一般社団法人日本港運協会
一般社団法人日本オーディオ協会	一般社団法人日本工業炉協会
一般社団法人日本陸用内燃機関協会	一般社団法人日本航空宇宙工業会
一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会	一般社団法人日本工作機械工業会
一般社団法人日本音響材料協会	一般社団法人日本工作機器工業会
一般社団法人日本科学機器協会	一般社団法人日本合成樹脂技術協会
一般社団法人日本化学工業協会	一般社団法人日本コミュニティガス協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会	一般社団法人日本ゴム工業会
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター	一般社団法人日本サッシ協会
一般社団法人日本ガス協会	一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本画像医療システム工業会	一般社団法人日本産業機械工業会
一般社団法人日本金型工業会	一般社団法人日本産業車両協会
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会	一般社団法人日本自動車機械器具工業会
一般社団法人日本硝子製品工業会	一般社団法人日本自動車機械工具協会
一般社団法人日本機械工業連合会	一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本機械設計工業会	一般社団法人日本自動車車体工業会
一般社団法人日本機械土工協会	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人日本基礎建設協会	一般社団法人日本自動車タイヤ協会
一般社団法人日本絹人織物工業会	一般社団法人日本自動車部品工業会
一般社団法人日本金属プレス工業協会	一般社団法人日本自動認識システム協会
一般社団法人日本金属屋根協会	一般社団法人日本自動販売機工業会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会	一般社団法人日本試薬協会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会	一般社団法人日本写真映像用品工業会
一般社団法人日本クレーン協会	一般社団法人日本砂利協会
一般社団法人日本経済団体連合会	一般社団法人日本照明工業会
一般社団法人日本計量機器工業連合会	一般社団法人日本食品機械工業会

一般社団法人日本私立医科大学協会  
 一般社団法人日本伸銅協会  
 一般社団法人日本新聞協会  
 一般社団法人日本繊維機械協会  
 一般社団法人日本染色協会  
 一般社団法人日本船舶電装協会  
 一般社団法人日本倉庫協会  
 一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会  
 一般社団法人日本造船工業会  
 一般社団法人日本測量機器工業会  
 一般社団法人日本損害保険協会  
 一般社団法人日本ダイカスト協会  
 一般社団法人日本大ダム会議  
 一般社団法人日本鍛圧機械工業会  
 一般社団法人日本鍛造協会  
 一般社団法人日本タンナーズ協会  
 一般社団法人日本チタン協会  
 一般社団法人日本中小型造船工業会  
 一般社団法人日本中小企業団体連盟  
 一般社団法人日本鑄造協会  
 一般社団法人日本鉄鋼連盟  
 一般社団法人日本鉄塔協会  
 一般社団法人日本鉄道車輛工業会  
 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会  
 一般社団法人日本電化協会  
 一般社団法人日本電気協会  
 一般社団法人日本電気計測器工業会  
 一般社団法人日本電機工業会  
 一般社団法人日本電気制御機器工業会  
 一般社団法人日本電子回路工業会  
 一般社団法人日本電子デバイス産業協会  
 一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会  
 一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会  
 一般社団法人日本銅センター  
 一般社団法人日本動力協会  
 一般社団法人日本道路建設業協会  
 一般社団法人日本時計協会  
 一般社団法人日本塗装工業会  
 一般社団法人日本鷲工業連合会  
 一般社団法人日本塗料工業会  
 一般社団法人日本内燃力発電設備協会  
 一般社団法人日本ねじ工業協会  
 一般社団法人日本配線システム工業会  
 一般社団法人日本配電制御システム工業会  
 一般社団法人日本船用機関整備協会  
 一般社団法人日本歯車工業会  
 一般社団法人日本ばね工業会  
 一般社団法人日本バルブ工業会  
 一般社団法人日本パレット協会  
 一般社団法人日本半導体製造装置協会  
 一般社団法人日本皮革産業連合会  
 一般社団法人日本左官業組合連合会  
 一般社団法人日本非破壊検査工業会  
 一般社団法人日本表面処理機材工業会  
 一般社団法人日本ビルディング協会連合会  
 一般社団法人日本フードサービス協会  
 一般社団法人日本フルードパワー工業会  
 一般社団法人日本分析機器工業会  
 一般社団法人日本粉体工業技術協会  
 一般社団法人日本ベアリング工業会  
 一般社団法人日本ベッ甲協会  
 一般社団法人日本ボイラ協会  
 一般社団法人日本ボイラ整備据付協会  
 一般社団法人日本防衛装備工業会  
 一般社団法人日本貿易会  
 一般社団法人日本望遠鏡工業会  
 一般社団法人日本芳香族工業会  
 一般社団法人日本縫製機械工業会  
 一般社団法人日本包装機械工業会  
 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会

一般社団法人日本保温保冷工業協会	研削砥石工業会
一般社団法人日本マリン事業協会	建設業労働災害防止協会
一般社団法人日本民営鉄道協会	建設廃棄物協同組合
一般社団法人日本綿花協会	建設労務安全研究会
一般社団法人日本木工機械工業会	公益財団法人油空圧機器技術振興財団
一般社団法人日本溶接容器工業会	公益財団法人安全衛生技術試験協会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会	公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団
一般社団法人日本獵用資材工業会	公益財団法人工作機械技術振興財団
一般社団法人日本旅客船協会	公益財団法人産業医学振興財団
一般社団法人日本臨床検査薬協会	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会	公益社団法人インテリア産業協会
一般社団法人日本冷凍空調工業会	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会	公益社団法人産業安全技術協会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	公益社団法人自動車技術会
一般社団法人日本ロボット工業会	公益社団法人全国解体工事業団体連合会
一般社団法人日本綿業倶楽部	公益社団法人全国産業廃棄物連合会
一般社団法人農業電化協会	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	公益社団法人全国労働衛生団体連合会
一般社団法人不動産協会	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人プラスチック循環利用協会	公益社団法人全日本トラック協会
一般社団法人プレハブ建築協会	公益社団法人全日本ネオン協会
印刷インキ工業連合会	公益社団法人全日本不動産協会
印刷工業会	公益社団法人日本煙火協会
ウレタン原料工業会	公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員会
ウレタンフォーム工業会	公益社団法人日本建築家協会
エポキシ樹脂工業会	公益社団法人日本建築士会連合会
塩ビ工業・環境協会	公益社団法人日本作業環境測定協会
押出発泡ポリスチレン工業会	公益社団法人日本セラミックス協会
化成品工業協会	公益社団法人日本洗浄技能開発協会
可塑剤工業会	公益社団法人日本電気技術者協会
硝子繊維協会	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
関西化学工業協会	公益社団法人日本保安用品協会
協同組合資材連	公益社団法人日本ボウリング場協会
協同組合日本製パン製菓機械工業会	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
クロロカーボン衛生協会	公益社団法人有機合成化学協会

合成ゴム工業会	全国管工事業協同組合連合会
合成樹脂工業協会	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会
高発泡ポリエチレン工業会	公益社団法人 日本水道協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	一般社団法人 日本水道工業団体連合会
コンクリート用化学混和剤協会	全国自動ドア協会
酢ビ・ポパール工業会	全国社会保険労務士会連合会
写真感光材料工業会	全国商工会連合会
触媒工業協会	全国醸造機器工業組合
触媒資源化協会	全国製菓機器商工協同組合
ステンレス協会	全国製菓厨房機器原材料協同組合
石油化学工業協会	全国タイヤ商工協同組合連合会
石油連盟	全国段ボール工業組合連合会
セラミックファイバー工業会	全国中小企業団体中央会
全国仮設安全事業協同組合	全国伝動機工業協同組合
全国ガラス外装クリーニング協会連合会	全国土壌改良資材協議会
全国機械用刃物研磨工業協同組合	全国トラクターミナル協会
全国グラビア協同組合連合会	全国農業協同組合中央会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	全国ミシン商工業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会	全国鍍金工業組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会	全日本印刷工業組合連合会
全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	全日本紙製品工業組合
全国理容生活衛生同業組合連合会	全日本革靴工業協同組合連合会
全日本美容業生活衛生同業組合連合会	全日本光沢化工紙協同組合連合会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	全日本シール印刷協同組合連合会
全国麺類生活衛生同業組合連合会	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会	全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会
全国食肉生活衛生同業組合連合会	全日本製本工業組合連合会
全国飲食業生活衛生同業組合連合会	全日本電気工事業工業組合連合会
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会	全日本爬虫類皮革産業協同組合
全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会	全日本プラスチック製品工業連合会
全国中華料理生活衛生同業組合連合会	全日本木工機械商業組合
全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	ダイヤモンド工業協会
公益財団法人 給水工事技術振興財団	中央労働災害防止協会
公益財団法人 水道技術研究センター	電機・電子・情報通信産業経営者連盟
全国簡易水道協議会	電気硝子工業会

電気機能材料工業会	日本光学測定機工業会
電気事業連合会	日本鋳業協会
電線工業経営者連盟	日本工業塗装協同組合連合会
天然ガス鋳業会	日本工作機械販売協会
独立行政法人労働者健康安全機構	日本香料工業会
トラクター懇話会	日本ゴム履物協会
奈良県毛皮革協同組合連合会	日本酸化チタン工業会
ニッケル協会東京事務所	日本産業洗浄協議会
日本圧力計温度計工業会	日本試験機工業会
日本医薬品添加剤協会	日本室内装飾事業協同組合連合会
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合	日本自動車輸入組合
日本A B S樹脂工業会	日本自動販売機保安整備協会
日本LP ガス協会	日本酒造組合中央会
日本オートケミカル工業会	日本商工会議所
日本界面活性剤工業会	日本真空工業会
日本化学繊維協会	日本吹出口工業会
日本ガスメーター工業会	日本スチレン工業会
日本ガソリン計量機工業会	日本製缶協会
日本家庭用殺虫剤工業会	日本製紙連合会
日本家庭用洗浄剤工業会	日本精密機械工業会
日本火薬工業会	日本精密測定機器工業会
日本硝子計量器工業協同組合	日本製菓団体連合会
日本ガラスびん協会	日本石鹼洗剤工業会
日本革類卸売事業協同組合	日本石鹼洗剤工業組合
日本機械工具工業会	日本接着剤工業会
日本機械鋸・刃物工業会	日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
日本靴工業会	日本ソーダ工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連 合会	日本暖房機器工業会
日本化粧品工業連合会	日本チエーン工業会
日本建築仕上学会	一般社団法人日本鋳鍛鋼会
日本建築仕上材工業会	日本陶磁器工業協同組合連合会
日本顕微鏡工業会	日本内航海運組合総連合会
日本高圧ガス容器バルブ工業会	日本内燃機関連合会
日本光学工業協会	日本難燃剤協会
	日本パーマネントウェーブ液工業組合

日本パーミキュライト工業会	カーボンブラック協会
日本歯磨工業会	一般社団法人産業環境管理協会
日本ビニル工業会	一般社団法人セメント協会
日本フォーム印刷工業連合会	一般社団法人 JATI 協会
日本フォームスチレン工業組合	吸水性樹脂工業会
日本弗素樹脂工業会	一般社団法人日本コールセンター協会
日本部品供給装置工業会	日本労働組合総連合会
日本プラスチック機械工業会	公益社団法人 全国障害者雇用事業所協会
日本プラスチック工業連盟	一般社団法人 障害者雇用企業支援協会
日本フルオロカーボン協会	一般社団法人 日本人材派遣協会
日本ヘアカラー工業会	一般社団法人 日本生産技能労務協会
日本PETフィルム工業会	一般社団法人 N E O A
日本ボイラー・圧力容器工業組合	公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会
日本防疫殺虫剤協会	一般社団法人 日本人材紹介事業協会
日本紡績協会	公益社団法人 全国求人情報協会
日本ポリオレフィンフィルム工業組合	公益財団法人 産業雇用安定センター
日本無機薬品協会	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
日本メンテナンス工業会	一般財団法人 港湾労働安定協会
日本木材防腐工業組合	一般社団法人全国建設業協会
日本有機過酸化工業会	一般社団法人建設産業専門団体連合会
日本輸入化粧品協会	公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会
日本窯業外装材協会	一般社団法人 建設電気技術協会
日本溶剤リサイクル工業会	一般社団法人 不動産証券化協会
日本羊毛産業界協会	一般社団法人 日本補償コンサルタント協会
日本浴用剤工業会	公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
発泡スチロール協会	公益社団法人 日本バス協会
光触媒工業会	一般社団法人 公営交通事業協会
普通鋼電炉工業会	一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
ポリカーボネート樹脂技術研究会	一般社団法人 全国個人タクシー協会
モノレール工業協会	一般財団法人 全国福祉輸送サービス協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	一般社団法人 全国レンタカー協会
硫酸協会	一般社団法人 全国霊柩自動車協会
林業・木材製造業労働災害防止協会	全日本交通運輸産業労働組合協議会
ロックウール工業会	一般社団法人 日本船主協会
一般社団法人日本食品添加物協会	一般社団法人 外航旅客船協会

全国料理業生活衛生同業組合連合会

特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会

公益社団法人 全日本墓園協会

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 21 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当課長 殿  
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）  
各市町村下水道担当課長 殿  
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）  
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止対策の徹底について

標記について、別添資料 1 のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和2年4月20日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止対策の徹底について

標記について、国土交通省直轄事業において別添のとおり取り組むこととして  
おりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）  
に対しても、周知をお願いします。

国官総第 12 号  
国地契第 5 号  
国官技第 19 号  
国营管第 49 号  
国营計第 9 号  
国港総第 62 号  
国港技第 9 号  
国空予管第 47 号  
国空空技第 13 号  
国空交企第 12 号  
国北予第 3 号  
令和 2 年 4 月 20 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長  
大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

## 工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号）（以下「4月7日通知」という。）のとおり通知しているところであるが、令和2年4月16日には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）を継続する場合には、受発注者双方において感染拡大防止対策が適切に実施されるよう、別途通知を行うまでの間の取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、本通知は、工事等の継続を、受注者の意に反して推奨する趣旨ではなく、受注者から一時中止等の希望がある場合には、4月7日通知に基づき、一時中止措置等を行うとともに、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。

### 記

#### 1. 感染拡大防止対策の徹底

感染拡大防止対策の徹底については、4月7日通知に基づくこととし、具体的には、手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、「3つの密を避けるための手引き（別紙1）」や「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」（「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第7号。別紙2）の別添）等を参考にしつつ、引き続き、受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底すること。

このほか、具体的な対策事例については、受発注者を問わず、「#建設現場の3密対策」を付けたツイートが行われるよう同ハッシュタグを広く周知するなど、SNSの活用等により、好事例の普及・展開を図ること。

#### 2. 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注

者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

#### 設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

##### < 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

- 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

##### < 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

- 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

- 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。疑義がある場合には、大臣官房公共事業調査室、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室又は大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室へ照会されたい。

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

# 3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



首相官邸  
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

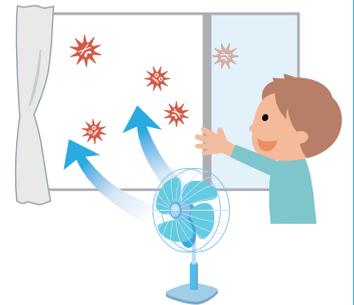


# ①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

## 窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。

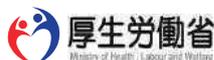


## 機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。  
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m<sup>3</sup>)を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

## 乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



## ②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

• 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。

• スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

• 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

• エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。

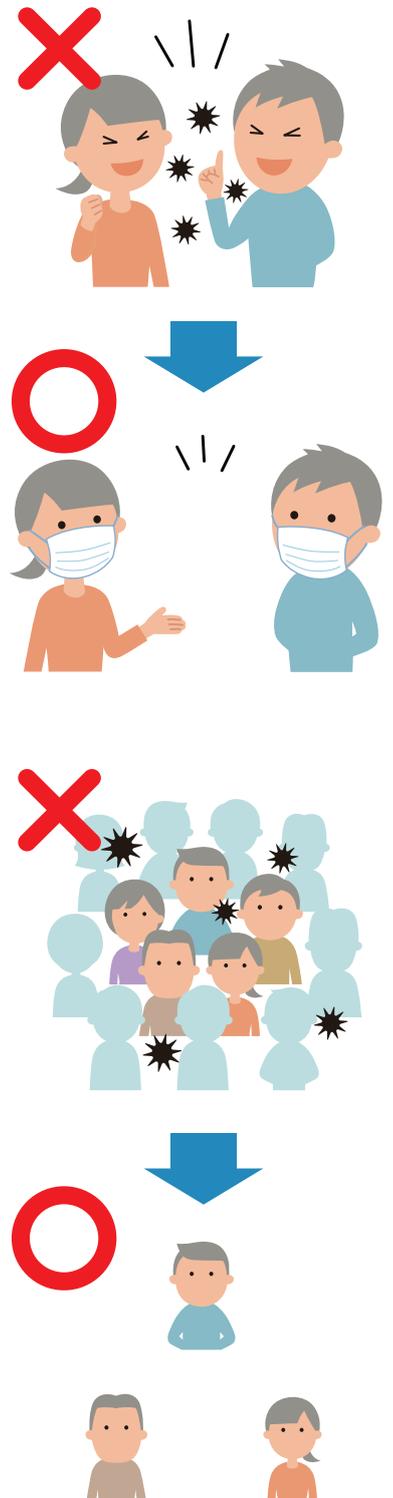
• 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)



### ③ 「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう**。
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。  
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



国土建第7号  
令和2年4月17日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が  
全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について

内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、基本的対処方針における事業継続の考え方、感染拡大防止策の徹底、下請負人への配慮、事業者への支援措置等につきまして、下記のとおり改めて通知いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解頂くとともに、建設工事の現場における「三つの密」の回避等の対策に万全を期すなど、適切な対応をお願いいたします。また、傘下の建設業者等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 基本的対処方針における事業継続の考え方について

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条の規定に基づいて定められている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月16日変更。以下「対処方針」という。）において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言がされた場合においても、事業の継続が求められる事業に位置付けられております。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられます。

また、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日決定）においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされております。

今回、緊急事態宣言の対象が全国に拡大されたところですが、公共工事については、対処方針で示された事業の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協

議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、この取扱いを民間工事の発注者にも参考送付しているところです。

工事の継続にあたっては、「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」で改めて示したとおり、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底し、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、適切な対応が図られるよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

## 2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付事務連絡）において、手洗い・うがいなどの感染予防対策の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について適切な対応をお願いしたところではありますが、今般、緊急事態措置の対象地域が全国に拡大されたことを受け、改めて、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますよう、宜しく申し上げます。

加えて、建設工事の現場において、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策に一層万全を期す必要があることから、令和2年4月8日付事務連絡のとおり、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めていただくことを改めてお願いいたします。

これまでも施工中の建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、関係団体のご協力を得て、このたび、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を別添のとおりとりまとめたので、貴職におかれましては、会員企業及び傘下団体等において、これを参考に、建設現場における「三つの

密」の回避等の徹底に努められるよう、会員企業等に周知徹底いただけますようお願いいたします。

なお、施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従って、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

### 3. 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期等に際しては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）により、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底をお願いしているところです。

今般の緊急事態宣言等を受け、建設工事の一時中止・延期がさらに増えることも考えられますが、その際には、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をしていただくとともに、元請負人と下請負人との間の取引の適正化について更なる徹底が必要です。

国土交通省では、建設工事における元請下請間の取引適正化を推進するため、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（平成19年6月）を策定するとともに、建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける窓口として、各地方整備局等に「駆け込みホットライン」を設置しているところです。

上記ガイドラインでは、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、正当な理由がない長期にわたる支払保留などの下請負人へのしわ寄せ行為等について、どのような行為が建設業法に違反又は違反するおそれがあるかについて具体的に示しています。

貴職におかれては、傘下の建設業者等に対して、建設工事の一時中止・延期等に伴う変更契約等に際し、元請下請間の取引適正化が図られるよう、改めて上記ガイドライン及び「駆け込みホットライン」の周知を図っていただくとともに、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第24条の6により、当該建設工事に従事するすべての下請負人に対して、建設業法の規定に違反しないよう、指導に努めなくてはならない義務があることについて、併せて周知いただくようお願いいたします。

#### 【建設業法令遵守ガイドライン】

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)

※ 上記ガイドラインのポイント「建設企業のための適正取引ハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/001202625.pdf>

#### 【駆け込みホットライン】

<http://www.mlit.go.jp/common/001330568.pdf>

#### 4. 建設業に係る金融支援事業の活用について

公共工事等については、工事の請負代金債権を譲渡し、債務保証を得て金融機関から借り入れた転貸融資資金を融資する「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化等に配慮いただくようお願いします。

また、公共工事、民間工事を問わず、万が一、元請負人から建設工事の請負代金・賃金等が支払われなかった場合に備え、下請負人が元請建設業者に対して有する債権の支払いをファクタリング会社が保証し、元請負人からの債権回収が困難となった際、保証債務の履行により下請建設業者等に保証金を支払い、下請け代金等債権を保全する「下請債権保全支援事業」の活用を図ることも可能でありますので、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

#### 【下請セーフティネット債務保証事業】

[https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/safety\\_leaflet.pdf](https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/safety_leaflet.pdf)

#### 【地域建設業経営強化融資制度】

<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/keieikyoka/about.html>

#### 【下請債権保全支援事業】

[https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/leaflet\\_hozen2019.pdf](https://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/download/leaflet_hozen2019.pdf)

#### 5. 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援措置

令和2年4月13日付国総政第2号により、国土交通大臣より新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮を要請したところです。これまでも、工事の一時中止等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう、下請負人への十分な配慮等をお願いしているところですが、今後、一時休止等が拡大することにより、資金繰りが悪化するなどの影響も懸念されるところです。

政府としては、過去にない規模となるGDPの2割に当たる事業規模108兆円の経済対策を講じ、特に、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予等の措置を講じることとしております。また、雇用調整助成金の特例措置もさらに拡充し、解雇等を行わない雇用を維持する企業に対して、正規、非正規にかかわらず、中小企業は9/10、大企業でも3/4に引き上げるなどの助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の

休業の対象への追加、申請に係る負担の軽減などの追加措置を実施します。

貴団体におかれましては、これらの施策も活用いただくとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と緊急事態宣言という前例のない状況下において、特に急激な事業変動を受けやすい現場の労働者の雇用の安定を図るため、改めて、以下の事業継続に向けた資金繰り支援や雇用調整助成金の特例措置などを積極的に活用し、従業員の雇用維持に努めていただくよう、傘下の建設業者等への周知をお願いいたします。

○資金繰り対策

- ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠の拡充、既往債務の実質無利子・無担保債務への借換
- ・民間金融機関による実質無利子・無担保融資

○雇用の維持

- ・雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大（助成率引き上げ、助成対象の非正規雇用労働者への拡充等）

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する制度であり、種々の特例を措置

○事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

- ・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（「持続化給付金（仮称）」）の創設

○税制措置

- ・納税の猶予（無担保・延滞税なしで1年間猶予）
- ・中小事業者等に対する固定資産税等の減免

以上を含め、下記のホームページに新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策が掲載されておりますのでご活用ください。

【新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

以上

# 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ①

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)

## 朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2m程度))
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

## 現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での次亜塩素酸水対応の加湿器等の使用 等



作業員間の一定距離の確保

サーモグラフィカメラによる体温計測



現場

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

事務所



現場事務所での対人間隔の確保と換気

打合せ時の十分な対面距離の確保

次亜塩素酸水

Web会議による打合せ

次亜塩素酸水対応の加湿器等を設置

## 食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化  
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等）等

## 現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行  
(室内作業や型枠組立、内装工事など)
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行  
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底  
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等) 等



休憩室の窓の常時開放

**休憩・昼食時 着席禁止**

【新型コロナウイルス感染症対策】  
休憩時間の分散化・濃厚接触の防止のため

**閉鎖を続けてまいります。**

【班目】	【班目】
【9:45～10:15】	【10:15～10:45】
【11:30～12:30】	【12:30～13:30】
【14:45～15:15】	【15:15～15:45】

手洗いやうがい、マスク等の対策をお願いします。

時間差による休憩時間の分散化



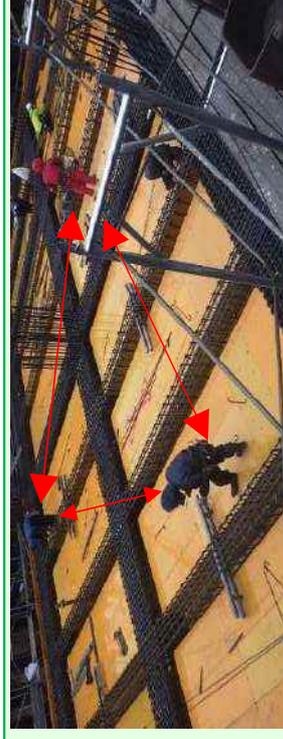
パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

# 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ③

## オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

○ 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

**建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ③**

新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」を踏まえて

**建設作業所などで注意すること**

～みんなが気持ちよく働ける環境づくり～

**3密を回避しよう！**

- 1 乗車の始行（打合せ時、作業時、休憩時、案内など）
- 2 作業現場の密閉空間
- 3 作業現場の密集場所
- 4 作業現場の密接場面

※乗車・打合せの内容確認し、乗車をまとめる、手洗いや換気、人数調整）

**衛生管理を徹底しよう！**

- 1 手洗い、うがい、マスクの着用（始業・休憩時、乗車時、案内など）
- 2 乗車・打合せ時の換気（37.5℃以上の場合は入場禁止）
- 3 アルコール消毒液の設置（37.5℃以上の場合は入場禁止）
- 4 アルコール消毒液の設置（37.5℃以上の場合は入場禁止）
- 5 作業現場の換気（換気扇、自然換気、換気不足などの回避）

**報告・連絡体制を万全にしよう！**

- 1 乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）
- 2 乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）
- 3 IT機器の活用（WEB会議、遠隔会議など）
- 4 IT機器の活用（WEB会議、遠隔会議など）
- 5 乗車の公的経路窓口の設置（乗降状況報告用など）

新型コロナウイルス 避けるべき **3密**

**密閉空間**

**密集場所**

**密接場面**

決して大声の行事ではあつません。早く、そこにある警報として、認識、自覚のぞと行動しましょう。

**新型コロナウイルス対策**

「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密を避けよう！

**新型コロナウイルス対策**

作業前「手のアルコール消毒」「うがい」「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

**【コロナ感染防止十則】**

1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなんで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

**作業所での新型コロナウイルス対策10か条**

- 1 対策奨励  
ポスターの掲示
- 2 作業員の体調管理  
本人確認（体温計測）  
作業現場での検温（37.5℃以上）  
作業現場での検温（37.5℃以上）  
作業現場での検温（37.5℃以上）
- 3 タッチ&コールなどの接触型安全対策の回避
- 4 乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）
- 5 地下足置などの換気の悪い場所での乗車、打ち合わせの禁止  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）
- 6 乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）
- 7 乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）
- 8 休憩所、詰所の清潔維持及び換気扇の活用  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）
- 9 ハンドグリップ、うがい、うがいの手洗い、うがいの励行  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）
- 10 4週8休  
不要な乗車の防止  
乗車・打合せ時の報告（乗車系統の乗立、乗車の乗降状況など）

**感染防止5**

- 手洗い うがい 確実に！
- 十分とろろう 睡眠は！
- 毎朝検温 忘れずに！
- 人混み避けよう！マスクせよ！
- 必ず換気 休憩所！

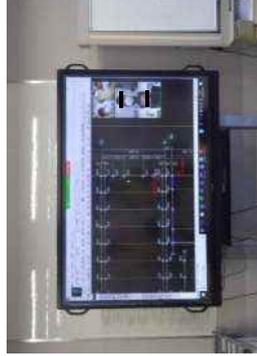




# 【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気



シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用

Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等ではできるだけ削減



対面で打合せ等を行わずを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える



現場事務所などにおいて次亜塩素酸水  
対応の加湿器を使用し空気を殺菌

# 【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保

施工中の空きスペースをオープンエアの休憩所として利用

昼食時はお互い距離をとって食事



手洗い場所はタオルを撤去、ペーパータオルを使用

○その他の例として、

- ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
- ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示

# 【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



現場移動では同乗を避けて  
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場の増設



現場パトロール状況



携帯Webカメラ着用状況



作業場所での手洗い励行



作業時のマスク着用



携帯webカメラで撮影した  
現場状況がテレワーク  
実施者のPCへ表示



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅PC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

—建設業法違反通報窓口—

# 駆け込みホットライン

※メールアドレスが変更となりました。



なぐりつ違反、あつたら通報!

全国  
共通

**TEL .  0570-018-240**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。  
受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00  
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

**FAX.  0570-018-241**

**(新) E-mail.  [hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp)**

**国土交通省**  
建設業法令遵守推進本部

# 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反事例

＜主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます＞

建設廃棄物の処理費用を一方的に差し引かれた。

120日を超える割引困難な長期手形で下請代金が支払われた。

見積書に記載した法定福利費を一方的に削除された。

口頭契約となっている。

追加工事が発生したが変更契約をしてくれない。

責任が曖昧なままやり直し工事を指示され費用を一方的に負担させられた。

一括下請負が行われている。

工期の短縮により生じた増加費用を一方的に負担させられた。

営業所や工事現場に必要な技術者が設置されていない。

※ 建設業法違反となる取引上の行為や注意点はこちら

建設業法令遵守ガイドライン

検索

駆け込みホットラインに電話をすると、最寄りの地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。

通報者に不利益が生じないように情報を取り扱います。

法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じて立入検査等を実施します。

※通報するにあたっては、下記の項目をできる限り明らかにしていただくことが望めます。

## 1. 通報される方の情報

(匿名による通報も可能です)

氏名			
住所			
電話番号	E-mail		

## 2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名			
代表者名			
所在地			
建設業許可番号			
電話番号			
その他			

## 3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

R2.1月版

事 務 連 絡  
令 和 2 年 4 月 2 2 日

都道府県 下水道担当課長 殿  
政令指定都市 下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
下水道部 下水道事業課  
事業マネジメント推進室 課長補佐

#### 下水道BCP策定マニュアルの改訂について

下水道BCPについては、平成29年に改訂した「下水道BCP策定マニュアル2017年版（地震・津波編）」に基づき、地方公共団体における下水道BCPの策定と見直しを推進してきたところです。

今般、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等の被害を踏まえ、対象災害に水害を加えるとともに、広域・長期停電時における電源確保対策についての検討事項を整理し、「下水道BCP策定マニュアル2019年版（地震・津波、水害編）（以下、改定マニュアルという。）」として取りまとめました。

([http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_000515.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000515.html))

つきましては、改訂マニュアルを踏まえ、水害時における下水道機能確保に向けたハード・ソフトの施設浸水対策や、広域・長期停電時における72時間の業務継続対策についての内容を含めていただきますよう、貴団体の下水道BCPの見直しをお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対して、この旨周知方よろしく願いいたします。

以上

事務連絡  
令和2年4月23日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえた取組の推進について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととされており、これまでも在宅勤務（テレワーク）等の強力な推進をお願いしているところです。

こうした中、昨日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、緊急事態宣言の発出から2週間の対応状況を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が取りまとめられました。

提言においては、「8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人との距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのように行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべき」とされ、「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示されました。また、人と人との接触機会の削減に向けたテレワーク等の推進や、出勤が避けられない職場における換気の徹底等の必要性についても言及されているところです。

つきましては、今回の提言や内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡等（別添）を踏まえ、各局において、提言における「10のポイント」も活用しながら、より一層の接触機会低減に取り組んでいただくとともに、所管事業者・関係団体等に対しても、提言等の周知及び取組の推進を要請していただけるよう、よろしく願いいたします。

（別添）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（令和2年4月22日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）

事務連絡  
令和2年4月22日

各府省庁 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について

平素より大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すこととしているところです。

本日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が開催され、緊急事態宣言の発出から2週間の対応状況を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が取りまとめられましたのでお送りいたします。

本提言においては、「8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人の距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのように行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべき」とされ、「人との接触を8割減らす、10のポイント」が示されました。

各府省におかれては、この「10のポイント」も活用しながら、より一層の接触機会の低減に取り組んでいただくとともに、所管の業界・団体等に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

以上、ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

(本件連絡先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：秋山、兼井、北村

TEL：03-6257-1309

## 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月22日）

### I. はじめに

- 本専門家会議は、4月1日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、都市部を中心にクラスター感染が次々と生じるなど患者数が急増し、医療供給体制が逼迫しつつある地域があること、継続的に注視すべき状況にあること等を指摘した。
- その後、4月7日には、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発出された。
- 4月16日には、上記7都府県と、同程度にまん延が進んでいると考えられる北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県との合計13都道府県が新たに「特定警戒都道府県<sup>1</sup>」として指定されるとともに、それ以外の34県についても、
  - ① 都市部からの人の流れで、都市部以外の地域に感染が広がりクラスター感染が起きたこと、
  - ② そうした地域では都市部に比べ医療機関などの数も少なく感染が広がれば医療機能が不全に陥る可能性が極めて高いため、先手先手の対策を打つ必要があること、
  - ③ 4月7日の緊急事態宣言発出後、多くの国民の方が求められる行動変容に協力していただいたが、未だ改善の余地があること、
  - ④ 我が国における更なる感染拡大を抑制するためには全都道府県が足並みを揃える必要があること、などの観点から、緊急事態宣言の対象とされた。
- 今般、前回の提言から3週間が経過したこと等を踏まえ、最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、提言を行うこととした。

### II. 現状と課題

#### 1. 国内の状況等

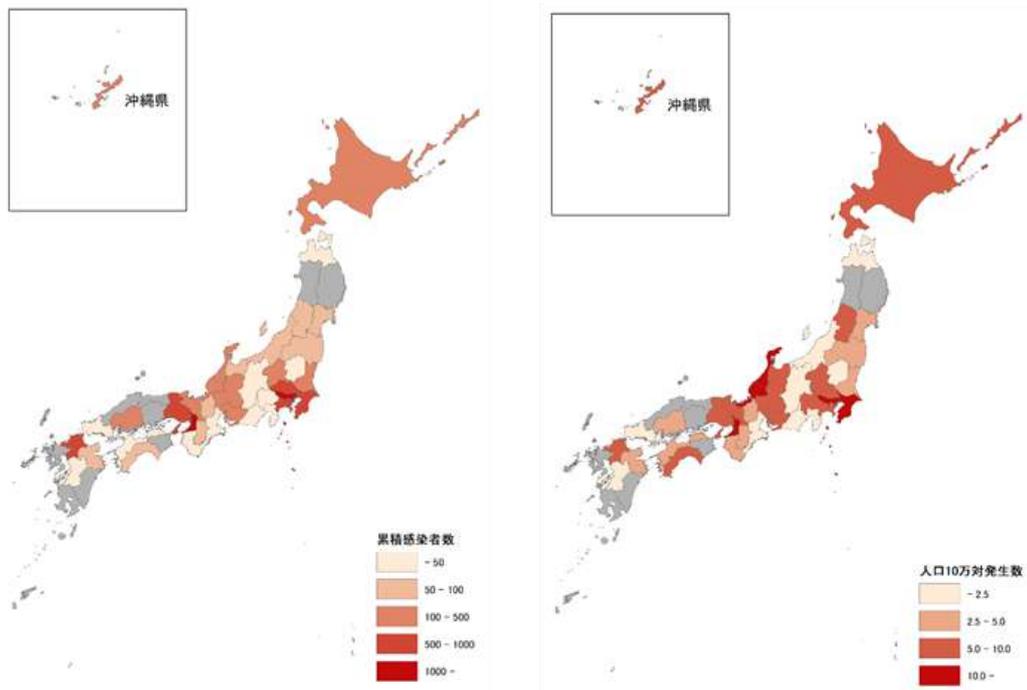
- 現在の全国的な状況については、
  - ・新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、1日の新規感染者数は455人にのぼっており、累積感染者数は4月20日には10,200人を超えるに至った。

---

1 特定警戒都道府県：特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある地域として指定。4月16日に変更された基本的対処方針では、これらの地域においては、外出自粛の要請に加え、施設利用の制限、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の強力な推進等を実施することされている。また、特定警戒都道府県以外の34県においては、施設利用の制限等の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事の実施について、判断を行うものとされている。

- ・特に、特定警戒都道府県の増加が全体の7割強を占めており、累積患者数は東京都が2,984人、大阪府で1,162人となり、このうち、感染源（リンク）が分からない患者数の割合は、約8割にのぼった。
- ・さらに、それ以外の34県でも感染者数の増加を認めている地域があり、集団発生の契機として東京都を含む都市部との間での人の移動に伴うものが多かった。

【図1. 累積患者数（左）と人口10万対患者数（右）】



※ 4月17日までに感染が確定した都道府県別患者数をもとに計算。グレーは累積患者数が20人未満の都道府県

- 海外からの感染に起因したと考えられる国内発生例を確定日別にみると、3月22日、23日頃には4割近くを占めていたものの、4月1日から4月20日では0.65%程度に低下している。
- また、4月21日現在の諸外国の累積死亡者数については、アメリカ41,872人、イタリア24,114人、スペイン20,852人、フランス20,265人などとなっている一方で、我が国は244人となっている。諸外国と比較すると累積死亡者数は少ないが、増加の一途をたどっている。

## 2. 行動変容の状況等

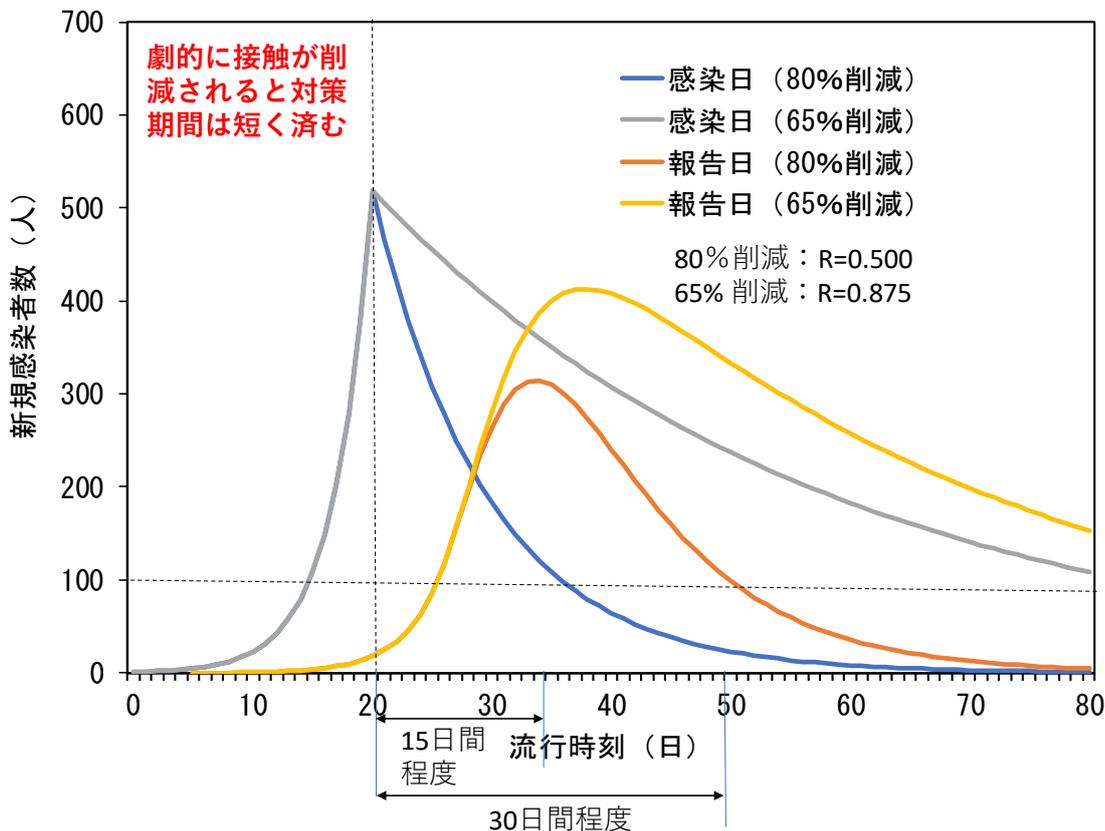
### (1) 緊急事態宣言下における接触機会の8割の削減

- これまでの対策では、「3つの密<sup>2</sup>」を徹底して避けることを周知してきた。加えて、

<sup>2</sup> 「3つの密」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件。これらを回避することで、感染の

緊急事態宣言下においては、ハイリスクの屋内環境に限らず、全ての市民を対象として人と人との接触を削減することを通じて2次感染を劇的に減少させることが必要である。人と人との接触機会を8割削減するという目標は、単に2次感染を減少させるために必要となるだけでなく、短期間で（例えば、8割という劇的な削減であれば、緊急事態宣言後15日間で）感染者数が十分な程度減少するためにも必要である。接触機会の8割削減が達成されている場合、緊急事態宣言後およそ1か月で確定患者データの十分な減少が観察可能となる。他方、例えば、65%の接触の削減であるとする、仮に新規感染者数が減少に転じるとしても、それが十分に新規感染者数を減少させるためには更に時間を要する。なお、8割削減の達成ができた場合には、1か月後には、感染者数が限定的となり、より効果的なクラスター対策や「3つの密」の回避を中心とした行動変容で感染を制御する方法が一つの選択肢となり得る。不十分な削減では感染者を減少させる期間が更に延びかねないことを十分に理解した上で、できるだけ早期に劇的な接触行動の削減を行うことが求められる。

【図2. 接触が流行開始後20日目に削減された場合のシナリオ】



※ 流行対策開始前までは  $R_0=2.5$  で感染者数が増加する。感染日別の新規感染者数は80%の接触削減により15日間で1日100人まで減少する（青線）。しかし、接触の削減が65%であると1日100人に達するには90日以上を要する（灰色線）。また、確定患者として報告されるにはおよそ2週間の遅れを要し、80%削減のとき1日100人に到達するには緊急事態宣言から約1か月を要する（オレンジ線）。黄色線は65%削減のときの確定患者数である。

リスクを下げられると考えられる。

○ 接触行動の変容は、主に2つの指標に基づいて評価をする予定である。その1つ目は、都市部などの人口サイズ（以下「人流」という。）そのものの減少を直接的に評価するものである。

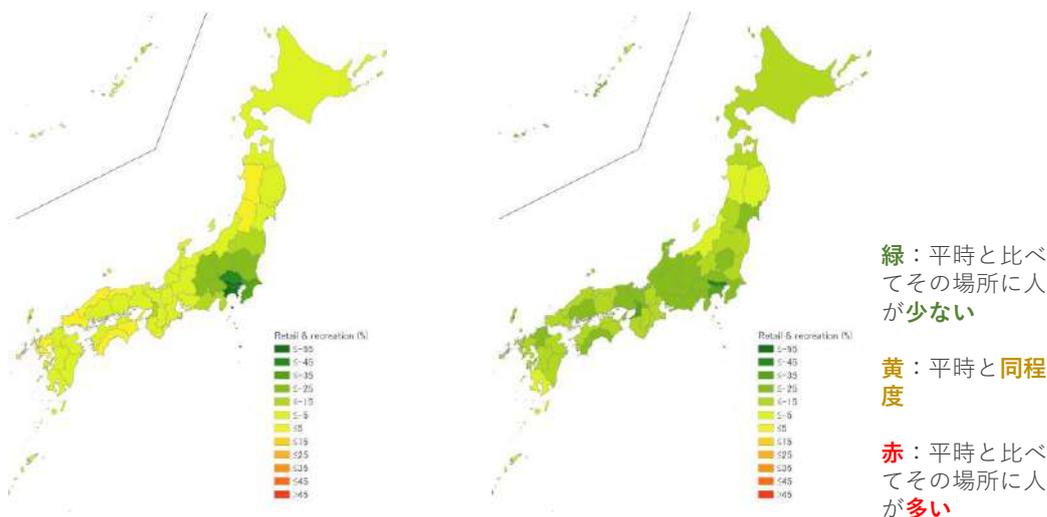
外出の自粛要請がなされ、テレワークが推奨される等によって、人流が減少するものと期待されるが、これは携帯電話の位置情報や公共交通の利用者数を活用した都市部における人口密度の減少をもって一定の評価が可能である。<sup>3</sup>

NTTドコモによるデータでは、4月13日（月）から4月19日（日）までの1週間、1-2月のベースライン（平均値）と比較して渋谷駅周辺の日中時間帯で、平日は63.6%から65.2%の人口減、休日は77.6~77.8%の人口減を認めた<sup>4</sup>。

他方、ソフトバンク社のデータを活用したAgoopによる情報でも、4月18日（日）は東京都内の主要駅（東京、新橋、新宿、品川、六本木）において68.9%~87.3%の人口減少を認めている。また、携帯端末利用者に基づく日内変動を検討した結果、平日では午前7-9時と午後6-8時の通勤時間帯に利用者数が集積していた。さらに、東京都交通局都営地下鉄の利用者数は、改札通過人数に基づく利用者数情報によれば、4月8日（水）-10日（金）の利用者数は昨年同日に比して67~74%減となっており、4月11日（土）-12日（日）の休日は84-89%の利用者減となっていた。

Google社によるGoogle community mobility report（コミュニティにおけるヒト移動報告）によると、3月29日（日）と4月11日（土）の期間について、都心部を中心に娯楽施設の利用者数に減少を認めた。ただし、減少幅は30-50%台に留まっているものと考えられた。

【図3 3月29日（日）（左）と、4月11日（土）（右）の娯楽施設の利用者数】



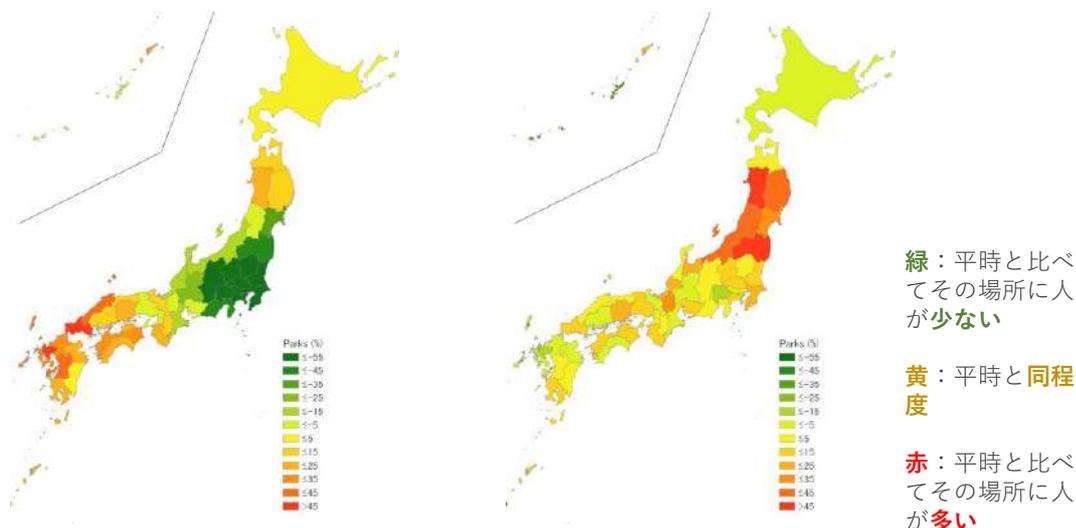
また、同様の比較を公園に関して実施したところ、4月11日（土）の東北地方を中

<sup>3</sup> これらは個人情報を含まない携帯電話端末の位置情報を活用した人口変動データに基づいている。

<sup>4</sup> 同様のことを梅田駅周辺でみると、平日は67.7%から71.6%の人口減、休日は84.1~86.9%の人口減を認めた。

心として平時よりも利用者数の増加を認めた。こうした屋外環境における実際の人と人との接触については、その状況により必ずしも一律でないものの、注意喚起を要する局面が存在しうることが示唆された。

【図4 3月29日（日）と4月11日（土）（右）の公園の利用者数】



以上のように、地域メッシュ別にみた主要駅の状況からは、一時的な人口減少が十分ではないケースが平日においてより顕著であり、テレワークが必ずしも進捗していないことや、通勤時間帯の利用者数から時差通勤が進んでいないことなどがうかがわれた。地域別にみれば、東京都や大阪府などの都心部における娯楽施設、公園における人口密度の減少は顕著である一方で、地方ほど不十分であることが示唆された。

- 2つ目の評価は接触率（時間あたりの接触数）そのものであり、現在、その定量化に向けた検討を開始している。これは、社会全体で接触の機会を減らそうと努力いただいている中で、社会的な接触（その定量化に当たっては、例えば、身体的な接触や2～3文程度の会話によってカウントする。）が実際にどの程度だけ減少したかを評価しようとするものである。これは特定の地域（例．仕事場、会議スペース）でどれくらいの時間を他者と共有していたかを携帯端末の位置情報を基に推定する方法や、社会的な接触を日記のような形で記入してもらった結果を集計する方法により、推計することが可能となる。これらの評価方法の具体化に向けては、現在、厚生労働省クラスター対策班で検討を行っているところである。

## （2）接触の削減やテレワーク等をめぐる問題

- 緊急事態宣言が発出されるに至った状況下で、市中での感染リスクへの対応の必要性や、不要不急の外出を控え、人と人の接触を減らすことの重要性を強調されているが、一方では、日常生活において接触を削減するための具体的な工夫が求められている。また、テレワークについては、働く方々が外出を控え、職場における人と人の接触を減らす効果が期待できることから、政府においても積極的な呼びかけ等が行われているが、いまだ平日における主要駅の人口減少が十分でないケースもあるなど、テレワ

ークの取組が必ずしも十分に進捗していない状況が伺われる。

- さらに、現時点までに東京都を含む都市部への出張・人の移動を通じて地域で流行が発生する事例が後を絶たない。これは医療体制が必ずしも十分でない地域において突然にクラスターへの対応を強いることに繋がっており、看過することのできない状況にある。
- 具体的な感染者数の推移をみても、例えば3月の中旬から連休にかけて、警戒が一部緩み、都道府県をまたいだ帰省や旅行により人の流れが生じ、感染が拡大したと考えられる。現在、大都市圏を中心に新型コロナウイルス感染症がまん延が見られる状況を踏まえると、今後、ゴールデンウィークを迎えるに当たり、こういった帰省や旅行による人の移動により、全国に感染が拡がるのが強く懸念される。また、スポーツ、文化、宗教、娯楽等の各種行事等を含め、大人数の集まる場所や、イベントを避けるということについて、更に徹底していくことが必要である。
- 外出自粛が要請されているなかで、公園やスーパーなどにおいて週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題となっている。

### (3) 偏見と差別について

- 医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及び、子どもの通園・通学を拒まれる事例も生じている。また、物流など社会機能の維持に必須とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる。さらに、こうした風潮の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した著名人などが、「謝罪」を行う事例もみられる。
- こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく、
  - ・ 感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせること
  - ・ 感染した事実を表面化させることについて、本人が躊躇したり、周囲の者から咎められたりする事態に及び、そのために周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかねないこと
  - ・ 医療・福祉従事者などの社会を支える人々のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や、物流の停止などといった極めて大きな問題につながりかねないことなどの事態を生むおそれがある。

## 3. 医療等をめぐる現状と課題

### (1) 医療提供体制

- 現在、全国的に感染が拡大する中、医療現場の逼迫が深刻になりつつある地域も増えている。特に、東京や大阪などの感染者が急増している大都市圏では、症状別の病床の役割分担を進めており、重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図る一方で、無症候や軽症例については自宅待機やホテル等での受入拡大などを図るべく、懸命な努力が続けられている。しかし、感染者数の増加のスピードに追いついていない状況にある。  
一方、医療基盤の弱い地方では、今後、さらに少ない感染者数の増加でも、早い時期に医療現場への圧迫が生じてしまうことが懸念される。

- また、入院を要する中等症以上の患者について、医療、感染対策の効率化という観点から重点医療機関を定めるよう都道府県に要請されているが、設置が十分には進んでおらず、医療機関の役割分担の検討と合わせ、都道府県知事の強いリーダーシップのもと早急に議論を進める必要がある。
- 患者受入れ調整のために必要な、地域の医療機関の病床の確保状況、空床情報などの見える化がなされていない。
- 本感染症の重症患者は長期管理を要し、病床を一定期間占有するため、医師や看護師、さらには高度機器を扱う臨床工学技士など多数の動員が必要であり、対応に当たる専門人材の確保が追いつかない状況にある。  
さらに、N95 マスク、サージカルマスク、フェイスシールド、ガウン等の個人防護具は、不足する施設も生じている。
- 最近、医療機関や介護施設等での大規模な院内感染・施設内感染が続発しており、その対策が急務となっている。一般の感染対策の徹底とともに、院内感染・施設内感染が発生した場合に、被害を拡大させないためにも、早期発見・早期対応が重要である。  
一方で、院内感染・施設内感染が確認されると、報道などでその施設の責任を強く糾弾する風潮があり、迅速な報告が行われず、早期対応につながらない状況となっている。しかし、入院患者や施設入所者は、高齢で基礎疾患を有していることが多く、感染による重症化リスクが高いことを踏まえると、早期に院内感染・施設内感染を報告し、感染が拡大しないように対処することこそを推奨する空気を、社会全体で醸成していくことが求められる。

## (2) PCR 等検査

- PCR 等検査 (Smart Amp、LAMP など新規に導入された検査手法を含む。以下同じ。) は、医師の判断により必要な者に迅速に実施されることが重要である。しかし、感染拡大に伴う検査ニーズの高まりに対し、帰国者・接触者相談センターの人手が絶対的に不足している、帰国者・接触者外来の体制が十分に確保されていない、検体採取を行う人員、PCR を実施する人員が不足している、などの状況にある。
- また、検査を実施する現場からは、検体採取時必要なスワブ、個人防護具 (PPE) などの資材や、PCR 等検査に必要な試薬類等の不足あるいは逼迫した状態を指摘する声が増しに高まっている。
- 都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR 等検査の実施体制の把握・調整等を図ることとされているが、十分な実施がなされていない。
- 検体の輸送に関しては民間輸送業者による受託もすでに開始されており、今後は検体採取から PCR 等検査の迅速な実施が期待される。

## (3) サーベイランス

- 地域における感染状況を把握することは、今後の対策を行う上で極めて重要であるが、

広く一般に活用可能な血清抗体検査がないために、地域の感染状況を正確に把握することができない状況となっている。

#### (4) 治療薬等の開発について

- この感染症に対して、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは現時点で存在せず、確立した治療法も現時点ではない。中等症から重症へ急速に進行する症例も散見されるため、現在、緊急避難的な対応として、日本感染症学会「COVID-19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版(2020年2月26日)」(第2版発行予定)をもとに、効果が期待される可能性のある治療薬について、医療施設内で所定の手続きをとり、患者の同意を取得したうえでの投与が行われている。
- さらに、「重症化する患者」の特徴や経過、薬剤投与後の経過などを明らかにすることを目的とした患者登録による観察研究(レジストリ)も開始されている。

#### (5) 医療の重要性に係る市民との認識の共有

- 医療機関の努力によって必要な病床数を確保できたとしても、院内感染による医療従事者の減少、さらに医療従事者とその家族に対する偏見や差別を原因とする医療従事者の離職、休診や診療の差し控え、財政悪化等などの複合的な要因によって、適切な医療が提供できなくなることが生じうる。今後とも、こうした事態の回避が求められる。
- 人工呼吸器や人工心肺装置など、限られた集中治療の活用について、今後、一部の医療機関では治療の優先度をつける必要に迫られる局面も想定されうる。ただし、現状では、限られた集中治療の活用をめぐる方針が存在せず、医療機関ごとに一任することとなっている。こうした状況下では、優生思想による判断が行われかねないという懸念も示されている。

### 4. 保健所業務、水際対策などの現状と課題

#### (1) 保健所等の現状

- 保健所の業務については、基本的対処方針で、「政府および地方公共団体は保健所の体制強化に迅速に取り組む」と明記され、厚生労働省の取組のみならず、総務省からも全庁的な対策を講じるよう依頼するなど、政府をあげた対策が講じられている。
- しかし、こうした対策を講じてもおお、現場の業務負荷とそれによる疲弊感はずさまじく、今後、更に相談件数や患者数が増加していくことも見据えて、人員の更なる追加に向けた知事部局の取組や、業務の外注、簡素化による負荷軽減、それに伴う経費の補充が不可欠となっている。
- また、感染症法上、入院勧告を受けた患者等の医療機関への移送は、都道府県、保健所設置市、特別区が行うことができるとされているが、実際の移送を担う保健所においては、入院勧告の手続、濃厚接触者のフォローアップや帰国者・接触者相談センターの対応など様々な業務を行っており、保健所が患者等の移送業務を行うことは現実的ではない。移送業務について、都道府県等との間の協定等に基づいて消防の救急

隊の協力を得ている自治体もあるが、保健所以外の機関による移送が進んでいない現状がある。

## (2) 水際対策の現状と課題

- 本専門家会議では、3月17日に、入国拒否の対象となる地域からの帰国者は検疫時において健康状態を確認し、症状の有無を問わず、検疫所におけるPCR等検査を実施し、陽性者については検疫法に基づき隔離の対象とすることなどの要請を行った。
- その後、政府においても、こうした方針に基づく取組がなされるに至ったが、入国拒否の対象となる地域は、ヨーロッパ諸国、アメリカ、東南アジアなど世界73カ国に広がっており、現在は、連日、千件程度のPCR等検査が実施されている。
- これまでに空港検疫でPCR等検査陽性となったのは、3月1日以降の数値では、有症状者34例、無症状病原体保有者93例の合計127例（4月19日時点）となっており、水際対策として一定の成果を上げてきた。その一方、陽性者の割合は、4月以降低下傾向にあり、入国拒否の対象となる国を73カ国まで拡大した4月3日から4月19日までの検査では、20,296例中52名が陽性であり、割合は0.26%にまで低下してきた。諸外国でも厳格な行動制限などによる感染リスクの低下が背景にあると考えられる。
- こうした中、国内において緊急事態宣言が発出され、国内における新規感染者数の増加に伴うPCR等検査の拡充が求められる状況下にあっては、効率的な資源投入が行われているかを検討すべきではないか、との指摘もされている。
- また、直近までの陽性率を踏まえた数理モデルによる推計では、入国拒否の対象となる地域からの入国者全員の検査を実施した場合と、その中でも有症状者のみを選択的に検査した場合とを比較しても、大規模流行のリスクはほぼ異ならないものと考えられる。

## (3) ICT (Information Communication Technology) の利活用に係る現状と課題

- 3月31日に内閣官房・厚生労働省・総務省より、外出自粛要請等の実効性の検証、クラスター対策として実施した施策の実効性の検証などを目的として、プラットフォーム事業者・移動通信事業者等が保有する、地域での人流把握やクラスター早期発見等の感染拡大防止に資するデータの提供について呼びかけがなされた。これに応じた事業者との協力のもと、顧客のプライバシー等を十分に保護したうえで、各省へデータ提供がなされ、人口変動分析、人流の減少率、交通関係の状況などが内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策 (corona.go.jp)」にて公開されているほか、施策の検証や分析に用いられている。
- 4月1日付の提言において、「様々な意見・懸念が想定されるため、結論ありきでは

ない形で、一般市民や専門家などを巻き込んだ議論を早急に開始すべきである」と述べたが、まだそのような議論の場は設けられていない。

- 公衆衛生政策への ICT 利活用は、新型インフルエンザ流行後に位置情報の適切な利用が議論された経緯もあるが、実現には至っていない。新型コロナウイルス感染症対策においては、社会経済活動の犠牲（移動の自由や営業の自由の制限）を最小化しながら、感染拡大を収束の方向に向かわせるため、また再流行に備えるため、様々な ICT 技術の活用を考えることは喫緊の課題である。諸外国の実例と議論を参考にとすると、①調査・個別通知、②統計情報二次利用、③集計・公開の合理化、④接触追跡（Bluetooth アプリ、GPS 位置情報その他）、⑤健康管理・報告のアプリといった手法が考えられる。しかしながら、公衆衛生上の利益とプライバシーへの影響を比較考量し、倫理的、法的、社会的な問題を議論することが重要である。

#### （４）倍化時間について

- 倍化時間については、地域における感染者数の将来予測などに有用であるが、推計方法が分からない、との声も多い。

### Ⅲ. 提言

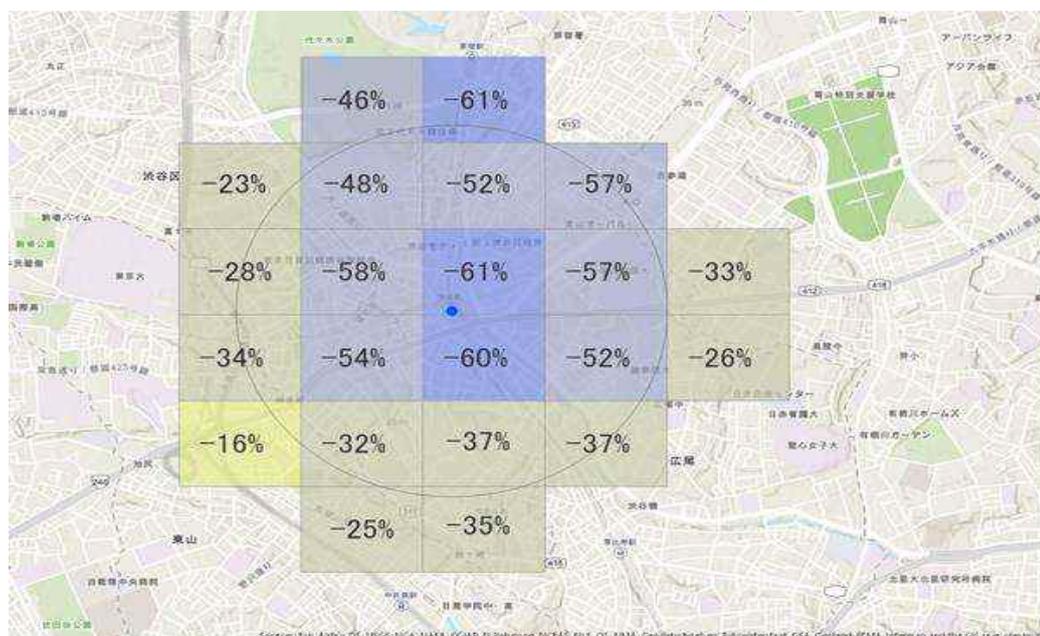
- ◎ 日本では、これまで、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするとともに、「医療崩壊防止」並びに「重症化防止」による死亡者数の最小化を図るため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という 3 本柱の基本戦略に取り組んできた。
- ◎ 既に、緊急事態宣言が発出された状況下においては、「③市民の行動変容」については、都市部を中心に市中感染のリスクが拡大している中、「3 密」に代表されるハイリスクの環境を徹底して回避するための行動制限に加えて、接触の 8 割を削減するという市民の行動変容をいかに徹底するかにより、まん延の区域の拡大を収束に向かわせることが求められる。
- ◎ また、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」については、医療機関の役割分担の促進、PCR 等検査の実施体制の強化、保健所体制の強化及び業務の効率化等に関し、都道府県知事等による更なるリーダーシップが求められる。
- ◎ 対策のフェーズが変わる中、まん延をいかに食い止め、「医療崩壊防止」並びに「重症化防止」による死亡者数の最小化を図っていくかに、力点を置きつつ、今後の対策の在り方について、以下のとおり提言する。

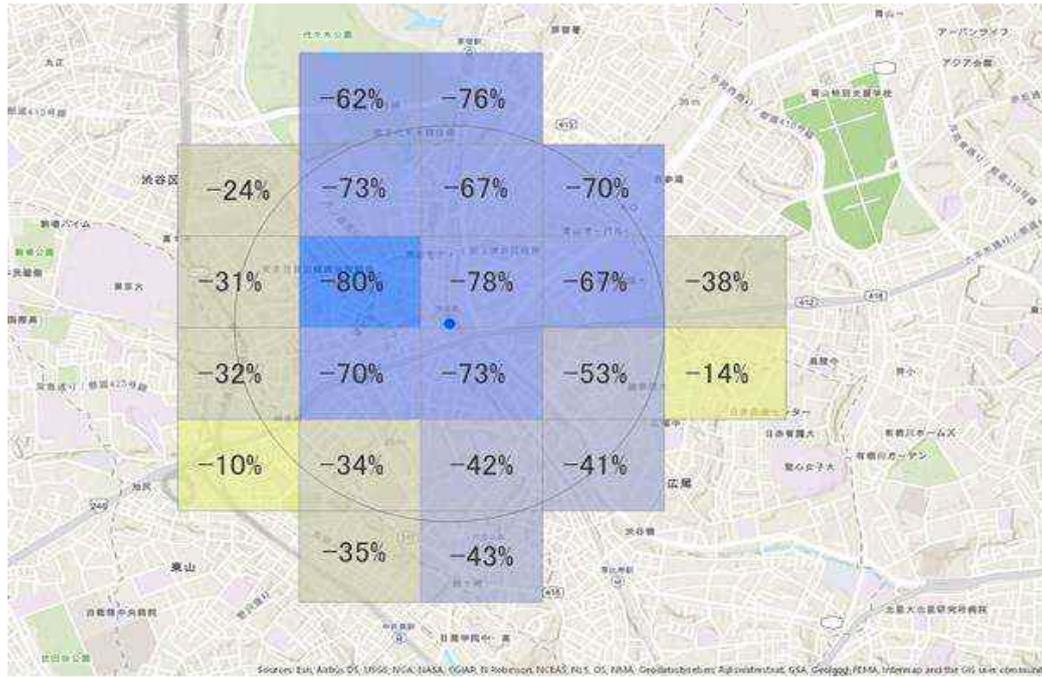
## 1. 行動変容の徹底について

### (1) 緊急事態宣言下における接触機会の8割の削減

- これまでに、人の移動は大きく減少したが、必要とされる人と人との8割の接触の削減が達成できたかどうかは現段階では確認できていない。確実に8割の接触削減をするためには、社会機能の維持に必須とされる者以外の労働者は、テレワークやシフトの変更等を徹底することを通じて、より一層の努力をいただきたい。また、今後の感染状況の拡大に応じて、更なる対応の可能性について取り得る選択肢の検討も必要である。
- 接触行動の変容の評価については、
  - ・ 都市部において、感染し得る者の人口減少に相当する人流評価に関する暫定的な評価では、各携帯電話会社・公共交通機関から内閣官房などにサマリーデータが提供される形で記述統計結果が公表されている。ただし、人口数の相対的減少の考え方（例：ベースラインをいかに設定するか）や、特異的な地域メッシュとして人通りの多い都市部を選択していること、全てのメッシュ人口における人流が評価されていないなど、いくつかの技術的課題を包含しており、今後、更に分析手法の改善を行った上で検討を継続することが必要である。
  - ・ 加えて、接触率（時間あたりの接触数）の減少に関して調査を開始しており、今後、その評価結果を専門家会議等の場を通じて公表をしていく。なお、以下に、暫定的な分析のイメージを示す。

【図5. 4月17日と1月17日を比較した渋谷駅周辺の接触の減少率（上：昼間、下：夜間）】





(参考) ある平日（4月17日）におけるベースライン（1月17日）と比較したときの、渋谷駅周辺の昼間（08:00-16:00）と夜間（16:00-24:00）の接触率の相対的減少に関する推定値。昼間は43.0%、夜間は51.1%の接触率の相対的減少が起こったと評価される。NTTドコモモバイルのデータを用い、時間の共有を根拠として「接触」と位置付け、統計学的推定を実施することによって定量化を実施した。

## （2）接触の削減やテレワーク等をめぐる対応

- まん延の拡大防止に向け、確実に、人と人の接触機会が8割程度低減されなければならない。このため、引き続き、不要不急の外出の自粛や、「3つの密」を避けるための取組の徹底等について、市民の皆様にご協力を求めていくことが不可欠である。また官公庁においても、職務に支障を来さぬよう、テレワークやオンライン会議等の実施に努めるとともに、必要なシステム変更や、予算配分等に努めるべきである。
- これまでに、外出禁止と都市封鎖（いわゆるロックダウン）を解除したところのある中国やシンガポールでは、日本において「3つの密」と表現しており実際にクラスターが発生する場となった環境（例えば、フィットネスジム、ライブハウス、夜間の接待飲食店など）を行動制限の解除後も休業とすることで2次感染防止を図っている。この結果、今までのところ、中国では大規模な再流行は発生していないと報告されている。今後、地域によって、感染者数の低減などが見込まれた際の感染予防戦略として、伝播が生じるハイリスクの場や地域間移動を伴うようなイベントなどについては、自粛などの要請を継続する可能性があることを関連する事業者は想定しておく必要がある。
- 高齢者への感染は重症化リスクが高いことに鑑み、高齢者との接触の際には細心の注意や対策を行うこと、また、高齢者自身も感染しないように気をつけていくことが

重要である。市民の皆様にご心がけていただきたいことは、

- ①手洗い、咳エチケット等の感染防止対策の徹底、
- ②「3つの密」の徹底的な回避（人混みや近距離での会話、多数の者が集まる室内で大声を出すことや歌を避ける等）
- ③さらに、人と人の距離をとること（social distancing；社会的距離の確保、最近ではphysical distancing：身体的距離の確保とされるように言われており、以下「身体的距離の確保」という。）

④不要不急の外出の自粛（特に、日本国内における地域を超えた不要不急の移動の自粛）など、これまでも繰り返し伝えてきた基本的な行動の徹底

が基本である。これらの取組によって、ご自身への感染を防ぐとともに、大切な家族・友人・同僚や地域で生活する隣人・市民への感染拡大を防ぐことができる。市民の皆様には、引き続き、日常生活におけるもう一段のご協力を強くお願いしたい。

合わせて、当分の間は、緊急性を要する場合を除き、医療施設や福祉施設における面会、帰省などで高齢の両親、祖父母と接することを控えることをお願いしたい。

○ 加えて、人と人の接触機会を8割削減していくためには、それぞれの職場においても、

- ①オフィスでの仕事は原則として自宅でテレワークにする、
- ②例外的に出勤が必要となる職場でもローテーションを組むこと等により出勤者の数を最低7割は減らす、
- ③出勤する者については時差通勤を行い、社内でも人と人の距離を十分にとること（身体的距離の確保）、

④取引先などの関係者に対してもこうした取組を説明し、理解・協力を求める

⑤他方で、これらの努力を行った上でも、医療・物流・社会インフラ等現場で出勤を要する業務がある。その分、それ以外の業務における出勤を大きく減少させる必要がある。社会を維持するために出勤せざるを得ない人と自宅勤務が可能な人との間で分断を招くことのないよう、社会的な理解を深めていく、といった取組を進めていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、今回の緊急事態宣言の期間だけではなく長期にわたって続く可能性があるため、以上の取組がいつでもできる体制を整えておくべきである。こうした取組は、感染症対策だけではなく、働き方改革を進めて、全ての人にとって働きやすい職場にすることにもなる。

○ さらに、このような出勤が避けられない職場においては、常に「3つの密」が同時に重なる場を避けるとともに、人と人の距離をとることを意識した上で、職場や職務の実態に応じて、

- ①換気の徹底
- ②接触感染防止（電話・パソコン等の共有をできる限り回避、こまめに消毒等）
- ③飛沫感染の防止（会議のオンライン化、咳エチケットの徹底、対人距離の確保（2m以上）等）

④風邪症状を有する者の出勤免除、安心して休暇を取得できる体制の整備  
といった取組を着実に定着させていく必要がある。なお、雇用主においては、感染の疑いがあると判断される特段の理由があるわけではないような従業員に対し、PCR検査の結果を提出させることは適切ではない。

○ これらの8割の接触機会の低減の具体策については、市民にとって、公園やスーパー、商店街などにおいて、人と人との距離をとるよう気をつけることなど具体的にどのような行動すべきかが分かりやすいような形での周知広報に努めるべきである。  
(参考資料1参照)

○ 外出自粛によってこれまでより人が増加する場（公園やスーパーや商店街など）において、管理者や事業者は感染リスクを評価し、リスクに応じた対策を行う。

- ・ 共通する対策としては、体調不良時の利用の控えと基本的な衛生習慣（こまめな手洗い、会話時の距離の確保、密集にならないように人が多い時間を避ける）の実践である。
- ・ 公園は、一律に閉鎖するのではなく、地域での話し合いなどにより、使い方の工夫、感染対策についての使用者への協力を呼びかけることにより継続して利用ができることが望ましい。
- ・ 事業者はそれぞれの業界団体において事業の性質に基づいた感染リスクを評価し、対策を検討することが求められる。例としてスーパー、商店街の事業者が考慮すべき感染対策としては入店前後の手指衛生、人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、レジなどの行列位置の指定、混雑時の入場制限、一方通行の誘導、パーティションを対面の場所に設置するなどがある。

○ 事業者は、体調不良のある社員などに新型コロナウイルスの検査や陰性を証明する書類を求めることは避けるべきである。医療機関が陰性の証明を提供できる体制にないことや、陰性であっても、体調不良があれば感染している可能性は否定できない。体調不良があれば、休暇がとれるように配慮すること、また症状が継続するようなら受診して加療させる。

○ なお、外出自粛要請等を受けて臨時休業となる学校が増えており、子供たちが家庭で学べる環境づくりが重要となる。政府は、子供たちが、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などICT等を活用した家庭学習が行えるようにするとともに、最大限の感染拡大防止措置を講じた上で、学校等における学習指導の模索や学習状況の把握に努める必要がある。

### (3) ゴールデンウィーク中の対応について

○ ゴールデンウィークにおいては、伝播が地理的に拡大している状況を鑑み、都道府県境をまたぐか否かに関わらず、人混みに出掛けて自らを接触のリスクに曝してしまう機会を厳に慎むことを求めたい。3月の三連休において、感染が拡大したと考えら

れることを踏まえ、不要不急の旅行、観光による感染拡大を防ぐため、市民・宿泊事業者がともに協力して取り組むことが必要である。流行の制御のために、各人が自宅で過ごし、食料品の買い物等のみを、空いている時間帯に一人あるいは必要最小限の家族等のみで出掛ける、という状況を達成するのにご協力いただきたい。

- 特に、帰省などは、遠距離の人の移動と重症化するリスクの高い高齢者との接触が重なることから、重点的にメッセージを発出すべきである。

#### (4) 偏見と差別の解消に向けて

- 感染症に対する偏見や差別、特に、医療・福祉従事者をはじめとする社会のために働く方々に対する偏見や差別は、絶対にあってはならない。全ての市民に対して、早急に感染症や感染予防に関する知識を提供する必要がある。
- 市民に対して、偏見や差別を防止するための啓発を進めることが必要である。本感染症に対する偏見や差別の解消に向け、
  - ・ 誰もが感染しうる感染症だという事実
  - ・ 誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症だという事実
  - ・ 病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラル
  - ・ 医療従事者をはじめとして本感染症への感染リスクと隣り合わせで働いている人々に対する敬意といった事柄について、市民に啓発する活動を展開することが求められる。
- 法務省や地方公共団体では、本感染症に関連する偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けている。相談窓口についての周知をよりいっそう強化し、利用を促すべきである。

## 2. 医療提供体制の今後の在り方

### (1) 医療機関の役割分担、病床・宿泊療養施設の確保

- まず、何よりも、重症者・中等症者に対する病床を確保するために、現在、東京都、神奈川県、大阪府など一部の都道府県でしか定めていない、これらの患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を、全都道府県で速やかに設定すべきである。
- 特に、重症者に対する医療体制は人工呼吸器などの医療機材の問題よりも、そのような集中治療を行える人材の養成が最も重要である。できるだけ短期間でそのような人材を養成できるようなプログラムを整備すべきである。
- 特に、病床数が逼迫している都道府県については、必要に応じ医療機関に対し不要不急の受診や予定入院・予定手術の延期の要請を行うなど空床確保に努めるべきである。また、重症者・中等症者の増大に伴い、入院施設が逼迫している都道府県においては、

必要に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法で定められている「臨時の医療施設」の枠組みを用いることも視野に入れ、早急な対応を講ずるべきである。

- さらに、無症候例・軽症例の自宅療養には様々な困難が予想される場合も多いので、療養先となるホテルなどの施設の確保と具体的な準備を、まだ感染者がそれほど多くない都道府県も含め、迅速に行う必要がある。また、症状が改善した無症候例・軽症例について、病床の確保状況等を踏まえ、自宅や施設における療養への移行を強く求める必要がある。
- こうした医療機関の役割分担の確立にあわせて、各都道府県の受入れ本部において、新型コロナウイルス感染症の患者を診察する医療機関に対する支援や患者の移送、受入れ調整、空き病床の見える化などを行うために、災害医療コーディネーター、DMAT等の災害時の対応に精通した医師を地域の実情に応じて配置するなど、スムーズな移送調整を行える体制を整備すべきである。
- 医療機関では、院内感染を防ぐために感染管理を徹底する。院内感染の可能性が生じた場合には直ちに保健所と相談し、また保健所や自治体は、必要に応じて、速やかにFETP又はFETP修了生など感染症、疫学に関する専門家並びに感染制御に関する専門家による助言を依頼する。また、院内の医療体制を維持するため、地域の職能団体やDMAT、JMAT、災害支援ナースなど様々な仕組みを活用すべきである。
- 院内感染を防止するためには、都道府県及び医療機関は、必要に応じて適切にPCR等検査を実施できる体制を整えなければならない。加えて、都道府県は、医療従事者や入院患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、当該医療機関が十分に機能を維持できるよう、医療機関に対して職員の就業制限等に関する勧奨や指導は科学的に最小限かつ妥当な範囲とし、過度の勧奨や指導を行わないようにすべきである。

さらに、手術（挿管を伴うもの）や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師が感染を疑う場合には、PCR等検査が実施できる体制が望まれる。その際、これまでのRT-PCRの十分な活用に加え、病院内でLAMP法、Smart Amp法などの迅速検査が実施可能な体制を整備することも有効な対策となりうる。
- 今後増加すると思われる小児の医療は、成人と異なる点が多々あり、政府は、日本小児科学会などの意見を聞きながら、早急に診療体制の整備を進めることが必要である。

## (2) PCR等検査体制の拡充について

- 都道府県等は、地域の医師会等と連携して帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注や委託の推進により、できる限り保健所の負担を縮小化できるよう工夫する。また、政府及び都道府県等は、検体の送付先として、民間検査機関の更なる活用を推進する。
- 都道府県等は、地域の医師会等と連携して、保健所を経由しなくても済むように、帰国者・接触者相談センター業務の更なる外注を推進するとともに、大型のテントやプレ

ハブ等の設置や地域医師会等と連携した地域外来・検査センターの設置など、地域の実情に応じた外来診療体制を増強する。(参考資料2参照)

併せて、人材の確保に当たっては、一般社団法人 日本臨床検査技師会などにも応援を要請する。

なお、帰国者・接触者相談センターや、帰国者・接触者外来の名称については、市民に分かりやすく周知するため、地域の実情に応じて、「新型コロナ受診相談センター」や、「新型コロナ紹介検査外来」などの呼称を用いることも検討するべきである。

- PCR等検査の速やかな拡充に向けて、知事主導で、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、検査の実施体制の把握・調整等を行う。また、今後、帰国者・接触者相談センターを経由しない検査の増加が予想されることから、都道府県等は、帰国者・接触者外来並びに（保健所が関与しない）検査センターにおいて、検査陽性が判明した際にその振り分け（宿泊施設あるいは自宅における健康観察、体調が変化した場合の入院の誘導）を担える体制の整備を図っていくことが不可欠である。
- 参考資料2に示したとおり、医師が感染を疑い、重症化リスクを考慮して検査が必要と認める場合には、行政検査だけでなく保険診療による検査も活用して、遅滞なく確実に検査ができる体制は確保した上で、速やかに検査を実施すべきである。なお、無症状の濃厚接触者などについては、まずは2週間の健康観察を指示するなど、医学・公衆衛生上の必要性を踏まえた対応を行っていく。一方、都道府県等においては、速やかにPCR等検査体制の拡充を図っていくことが求められる。
- 患者数が大幅に増えた地域等では、医療機関や高齢者施設におけるクラスターに対応する場合等における検査を優先させることが必要である。このため、院内感染や施設内感染が疑われる場合には、疑い患者や感染者が発生した際の濃厚接触者の検査を優先的に実施できる体制を準備する。
- PCR等検査対象者については、重症化リスクの高い人（肺炎が疑われるような強いだるさ、息苦しさ、高熱等がある場合、また、高齢者、基礎疾患のある方）は、4日を待たず、場合によってはすぐにでも相談という旨を市民に周知すること（参考資料2）。

### (3) 都道府県知事等による更なるリーダーシップの発揮

- 緊急事態宣言が発出された今、上記(1)の医療機関の役割分担の促進、上記(2)のPCR等検査の体制強化、下記3(1)で後述する保健所の体制の強化、業務の効率化、関係機関との連携等については、都道府県知事及び保健所設置市長・特別区長の今まで以上の強いリーダーシップが求められる。
- 上で述べる3つのテーマ、「空床状況の見える化・PCR等検査の体制強化など・保健所体制の強化及び業務の効率化等」について、更に地域の感染状況の把握については、これらの自治体の長が地域における実務リーダーを指名し迅速に進めることを期待したい。

○ また、感染状況の共有などについても、都道府県及び保健所設置市・特別区にこれまで以上の連携をお願いしたい。

○ 更に下記3（1）で述べる如く、感染者などの救急車による搬送などについては、知事がリーダーシップを取り、消防機関を所管する市町村長や民間事業者の協力を得る必要がある。

#### （4）感染防護具、検査試薬、検体採取スワブ等の確保

○ 政府は、医療現場で危険と隣り合わせで過酷な診療に従事する医療者のために、感染防護具等の確保、検査試薬、検体採取スワブ等資材の安定確保に向けた最大限の努力を図るとともに、必要度に応じた適正な配分に努めていくべきである。

#### （5）地域の流行状況を把握するためのサーベイランスの拡充

○ 新型コロナウイルス感染症の正確な国民の感染状況を確認し、適切な対策につなげるため、政府は、現行のサーベイランスに加えて、新型コロナウイルス感染症の国民に対する潜在的な感染状況を確認し、適切な対策につなげるため、政府は本ウイルスの抗体保有状況に関する調査研究を早急に進めるべきである。

#### （6）治療薬等の開発について

○ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発に引き続き鋭意取り組む必要がある。特に、重症化を少しでも防ぎ、一人でも多くの命を救うため、効果が期待されている治療薬については、観察研究及び治験等を通じエビデンスの集積を急ぎ、一刻も早い薬事承認を目指すことが重要である。しかし、迅速に進んだとしても、薬事承認までには一定の時間を要するため、今後新たな抗ウイルス薬候補が報告された際には、副作用などを慎重に検討しつつも、迅速に臨床での使用を検討することが求められる。

○ 現在、緊急避難的な対応として、医師の判断によって行われている治療薬の投与は、日本感染症学会「COVID-19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版（2020年2月26日）」（第2版発行予定）の見解をもとに、医療機関内で所定の手続きをとり、患者の同意を取得したうえで、引き続き継続すべきである。重症化するリスクの高い患者に対しての適切な治療薬の選択及び重症化する前の投与は、研究として行われるべきである。また、患者から要望があったとしても、既存薬やサプリメントのやみくもな投与等は避けるべきである。

○ 政府は、既存薬を適応外使用する事例については、患者登録による観察研究（レジストリ）を引きつづき推進するとともに、治験や臨床研究の参加に関しても、多くの医療機関の協力を促すべきである。

また、治療薬開発への社会的な期待が強いなかで行われる研究開発であることから、研究結果が歪められたものとならないよう、細心の注意を払って進める必要がある。

○ 重症な症状が出現する前にその予兆を示唆する重症化予測マーカーについても、研究班を立ち上げ、その結果を早急に取りまとめ、臨床現場で活用できるように検討するべきである。

### (7) ゴールデンウィーク中の対応について

- 本年は、ゴールデンウィーク中も患者が一定程度発生し続けることが見込まれ、更に地域によっては、この期間に急激な感染者数の増加が起こり得る。このため、地域の医療機関に相当な負担をかけることになる。このため、都道府県、地域の医師会及び医療機関は、大型連休期間中の新型コロナウイルス感染症患者の診療・治療体制について、輪番制を検討するなど、予め準備・構築に取り組んでいただく必要がある。

### (8) 医療の重要性に係る市民との認識の共有

- 市民にできることは、医療従事者とその家族に対する偏見や差別を原因とする医療従事者の離職、休診や診療の差し控え等が生じないよう、本感染症を正しく理解することである。政府は、医療従事者やその家族が利用できる人権相談の窓口を設け、幅広く啓発をすべきである。
- 人工呼吸器や人工心肺装置など、限られた集中治療の活用をめぐる方針については、学会が中心となって、緊急事態に限った倫理的な判断を多様な立場の人々の意見を取り入れて、更に議論を進めるべきである。

## 3. 保健所支援、水際対策等の今後のあり方

### (1) 保健所体制の強化及び業務の効率化等について

- 都道府県知事、保健所設置市長・特別区長のリーダーシップの下、保健所の体制を強化するための人材の確保するべきであり、在宅保健師、退職した保健師・看護師などに応援を依頼する。こうした支援は、単なる声かけに留まらず、現に、実効あるものとしていくことが求められる。そのための財政支援も、必要に応じて国が行うべきである。
- また、感染が疑われる方の救急搬送や転院搬送を含む患者の移送について、知事がリーダーシップを発揮して、消防機関を所管する市町村長や民間事業者の協力を得るべきである。その際には既存の救急医療の仕組みを活用し、業務が集中している保健所以外の機関が移送を可能な限り行うようにすべきである。また、感染拡大防止について技術的な支援が必要となるが、保健所だけで担うことは困難な地域が多いと考えられるため、地域の感染症の専門家の協力を得るべきであり、こうした活動を関係省庁が連携して支援すべきである。
- 都道府県、保健所設置市・特別区は、帰国者・接触者相談センターの外注や委託をはじめとして、検査で陽性が判明した際の患者の振り分けなどに要する保健所の負担の軽減に努めるべきである。  
さらに、検体の輸送に関しては、民間輸送業者を活用することにより、保健所業務の軽減が可能となることから、その積極的な活用が図られるべきである。
- 緊急事態宣言下で、感染経路不明の感染者数が拡大傾向にある地域では、実質的に、全ての陽性者について、行動履歴調査を含む重点的な積極的疫学調査を行うことは現実的ではない。このため、それぞれの地域の実情に応じて、確認されているクラスターへ

の対策や、院内感染・施設内感染の探知、メガクラスターへの対応など、効率的な対策の実施を図っていく必要がある。

- なお、緊急事態宣言下の接触機会の低減等により、感染者が一定程度にまで抑えられた場合は、その段階で、また従来の積極的疫学調査による、クラスター特定と介入の対策を行うことを想定する。
- 政府は、患者報告をはじめ様々なデータの入力・提供業務につき、様式や報告事項の簡素化を進めるとともに、登録システムの多重化等にも配慮しつつ、民間活力も活用し、より効率的な新たな ICT システムの導入も含めて検討する。

## (2) 水際対策の今後のあり方

- 今後は、国内における新規感染者数の増加、水際対策における陽性率の動向を踏まえつつ、国内における試薬、スワブ、防護具など PCR 等検査に必要な資源の効率的、かつ効果的な使用を目指す必要がある。このため、政府においては、
  - ① 入国拒否の対象となる国・地域におけるまん延の状況
  - ② 入国拒否の対象となる国・地域におけるまん延防止策の取組状況（いつから、どの程度の期間、ロックダウン的取組が講じられているか等）
  - ③ 当該国・地域からの入国者の陽性率の推移などを把握した上で、国内のまん延状況や科学的な有効性も踏まえつつ、PCR 等検査の実施対象を有症状者に限定する等の選択肢も含め、より効率的・効果的な水際対策を進めるべきである。

## (3) ICT の活用等

- 個人情報とプライバシーにかかわる専門家を集めたうえで、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携しながら、倫理的・法的・社会的観点からの議論を行い、実施の条件や適切なガバナンスについて助言する仕組みを構築していくべきである。

## (4) 倍化時間の算定方法について

- 各都道府県が倍化時間の推計を行うことができるよう、その算定方法について、考え方、算出方法に係るマニュアル、算式のエクセル等の作成を行い、ホームページ等に掲載すべきである。

## **IV. 終わりに**

- 専門家会議としては、引き続き、緊急事態宣言下における現行の行動変容に対する評価を進めていくとともに、今後、5月6日の緊急事態宣言の期限に向け、現状や対策についての分析を進める。
- その際、現行の行動変容の評価に加え、我が国における感染状況、医療提供体制をはじめとする各対策の状況、海外における行動変容の移行に関する例など、様々な要素

を総合的に勘案するものとする。

以上

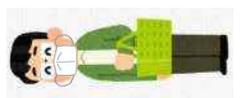
# 人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守るよう、日常生活を見直してみよう。

1 ビデオ通話で  
オンライン帰省



2 スーパーは1人  
または少人数で  
すいている時間に



3 ジョギングは  
少人数で  
公園はすいた時間、  
場所を選ぶ



4 待てる買い物は  
通販で



5 飲み会は  
オンラインで



6 診療は遠隔診療

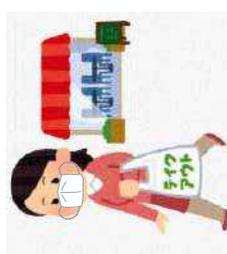
定期受診は間隔を調整



7 筋トレやヨガは  
自宅で動画を活用



8 飲食は  
持ち帰り、  
宅配も



9 仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・  
物流など社会機能維持  
のために



10 会話は  
マスクをつけて



3つの密を  
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・  
咳エチケット・  
換気や、健康管理  
も、同様に重要です。

# 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときの相談・受診の考え方

## 症状が出現

風邪や発熱などの症状がある場合には、不要不急の外出をしない

### 一般の人

風邪症状や37.5℃以上の発熱が、4日以上継続。

### 重症化リスクの高い人・妊婦

肺炎が疑われるような強いだるさ、息苦しさ、高熱等がある場合、また高齢者、基礎疾患のある方は、4日を待たず、場合によってはすぐにでも相談。

### 小児

小児科医による診察が望ましい

相談

相談又は受診

### コロナ受診相談センター

(従来の帰国者・接触者相談センター)

- スムーズに受診できるよう、受診先を調整
- 地域の実情に合わせて、可能な限り医師会等に業務委託

相談センターの指示に従い受診

### コロナ外来

(従来の帰国者・接触者外来) (※)

※テント、プレハブ、ドライブスルーなどの様々な形態も考慮

### 地域の診療所等

診療情報提供

紹介受診

### 地域の医師会等が運営する コロナ検査センター

(従来の帰国者・接触者外来地域・外来検査センター) (※)

- ※多数の患者を診察し、PCR検査できる体制を確保
- ※小児は小児科医が診察する体制を確保することが望ましい

### 公的検査機関

### PCR等検査

### 民間検査機関

### 都道府県

入院を要さない  
(無症状者・軽症者)

調整窓口

連携

調整本部

入院を要する

療養場所を調整

自宅

宿泊施設

入院先を調整

医療機関  
重症

医療機関  
中等症等